

第6期 三島市障害福祉計画
第2期 三島市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

(計画素案)

みんなでつくり みんなであゆむ
福祉のまち みしま

令和2年12月

三 島 市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の趣旨と背景.....	1
2 計画の期間.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の策定方法と体制.....	8
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	10
1 人口構造.....	10
2 障害者手帳所持者の状況.....	11
3 障害福祉サービスの利用状況.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	24
1 計画の基本理念.....	24
2 基本方針の視点.....	25
3 障がいのある人の福祉サービスの体系.....	27
4 令和5年度の目標値の設定.....	28
第4章 サービス見込量と見込量確保のための方策.....	35
1 障害福祉サービス・相談支援の見込量.....	35
2 障害児支援の見込量【第2期障害児福祉計画】.....	49
3 発達障がい者等に対する支援.....	53
4 地域生活支援事業の見込量.....	55
第5章 計画推進のために.....	65
1 計画の達成状況の点検と評価.....	65
資料編.....	67
1 障がいのある人へのアンケート調査の概要.....	67

「障がい」の表記について

本計画書では、「障害」という用語を、法律などに規定されている場合を除き、「障がい」というひらがなで表記しています。

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨と背景

本市は、平成29年度に「第4期三島市障害者計画」、「第5期三島市障害福祉計画・第1期三島市障害児福祉計画」を策定し、「第1期三島市障害者計画」より継承している「みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま」を基本理念として、様々な施策を推進してきました。

これまで国の障害保健福祉の取り組みにおいては、障がいのある人が不自由なく生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という）の実現を目指して、制度が整備されてきました。

平成28年度に国が掲げた「地域共生社会」の考え方は、地域のあらゆる住民が、地域の課題を自身の課題として捉え解決に向けて取り組むことで、地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合うことができる社会であり、その実現のためには柔軟なサービスの提供など地域全体への支援体制の構築が必要となるため、市町村には相談支援や社会参加に向けた支援だけでなく、地域住民が積極的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや体制整備が求められています。

また、同年施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」により、障がいのある人の社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことを目的として、不当な差別の禁止や、企業や役所における合理的配慮について定められました。同時に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」により、雇用分野における障害者差別を禁止するための措置などが定められるなど、障がいのある人の権利擁護に関する法整備が進められてきました。

さらに同年6月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障がいのある人の高齢化への対応や、福祉サービスのうち地域生活支援や就労支援の強化に重点が置かれるようになり、発達障がい児者への支援の強化と、多様化する障害児支援のニーズに対応できるサービスの提供体制の構築を目的とした「障害児福祉計画」を新たに策定することが定められました。これに伴い、地域で重症心身障がい児や医療的ケア児を受け入れる体制の整備や関係機関の協議の場を設置することで、障がいの有無に関わらず地域社会への参加の推進を図っています。

一方で地域社会の現状に目を向けると、障がいの有無に関わらず互いを尊重し支え合う社会の実現には未だ多くの課題が残されています。このような状況に適切な対応を取るべく、三島市では『第6期三島市障害福祉計画・第2期三島市障害児福祉計画』を策定し、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制を確保するとともに、国の障害者福祉の方針と県の動向を踏まえ、三島市における障がいのある人の福祉の一層の充実を図ります。

2 計画の期間

『第6期三島市障害福祉計画・第2期三島市障害児福祉計画』は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とし、令和5年度に必要な見直しを行います。

また、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の大きな変化など計画の見直しが必要と思われる場合には計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

【計画の期間】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4期三島市障害者計画 【平成30年度～令和5年度】						第5期三島市障害者計画 【令和6年度～令和11年度】		
						☆見直し		
第5期三島市障害福祉計画 第1期三島市障害児福祉計画 【平成30年度～令和2年度】			第6期三島市障害福祉計画 第2期三島市障害児福祉計画 【令和3年度～令和5年度】			第7期三島市障害福祉計画 第3期三島市障害児福祉計画 【令和6年度～令和8年度】		
						★見直し		

3 計画の位置づけ

(1) 三島市障害者計画との関係

本計画は、「障害者総合支援法」(第88条)及び「児童福祉法」(第33条の20)に基づき『第6期三島市障害福祉計画・第2期三島市障害児福祉計画』として策定するもので、「障害者基本法」(第11条第3項)に基づき策定した「第4期三島市障害者計画」で定める、各種障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障害児支援の実施計画となるものです。

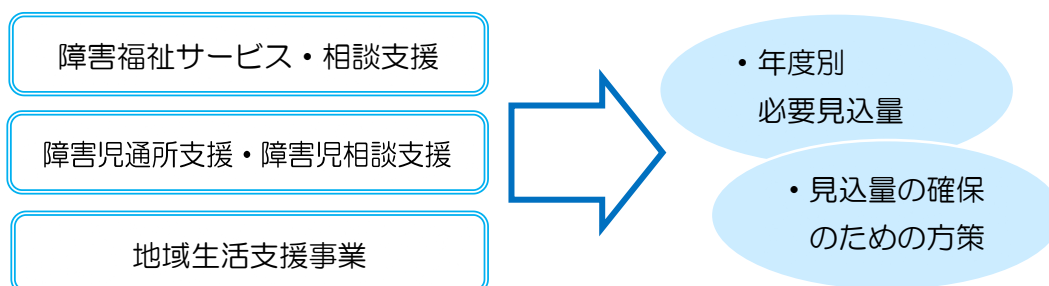
「障害福祉計画・障害児福祉計画」と「障害者計画」の関係

障害者計画

- 「障害者基本法」(第11条第3項)に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期(概ね5~10年程度)
- 住民にもっとも身近な行政主体である市町村が、基本的な施策やその施策の方向を具体的に示した計画

障害福祉計画・障害児福祉計画

- 「障害者総合支援法」(第88条)に基づく、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などに関する実施計画
「児童福祉法」(第33条の20)に基づく、障害児通所支援や障害児相談支援などに関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
※第6期計画は、令和2年度中に、令和5年度までを計画期間として策定
- 国の基本指針に即して、各年度における障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策を定める計画

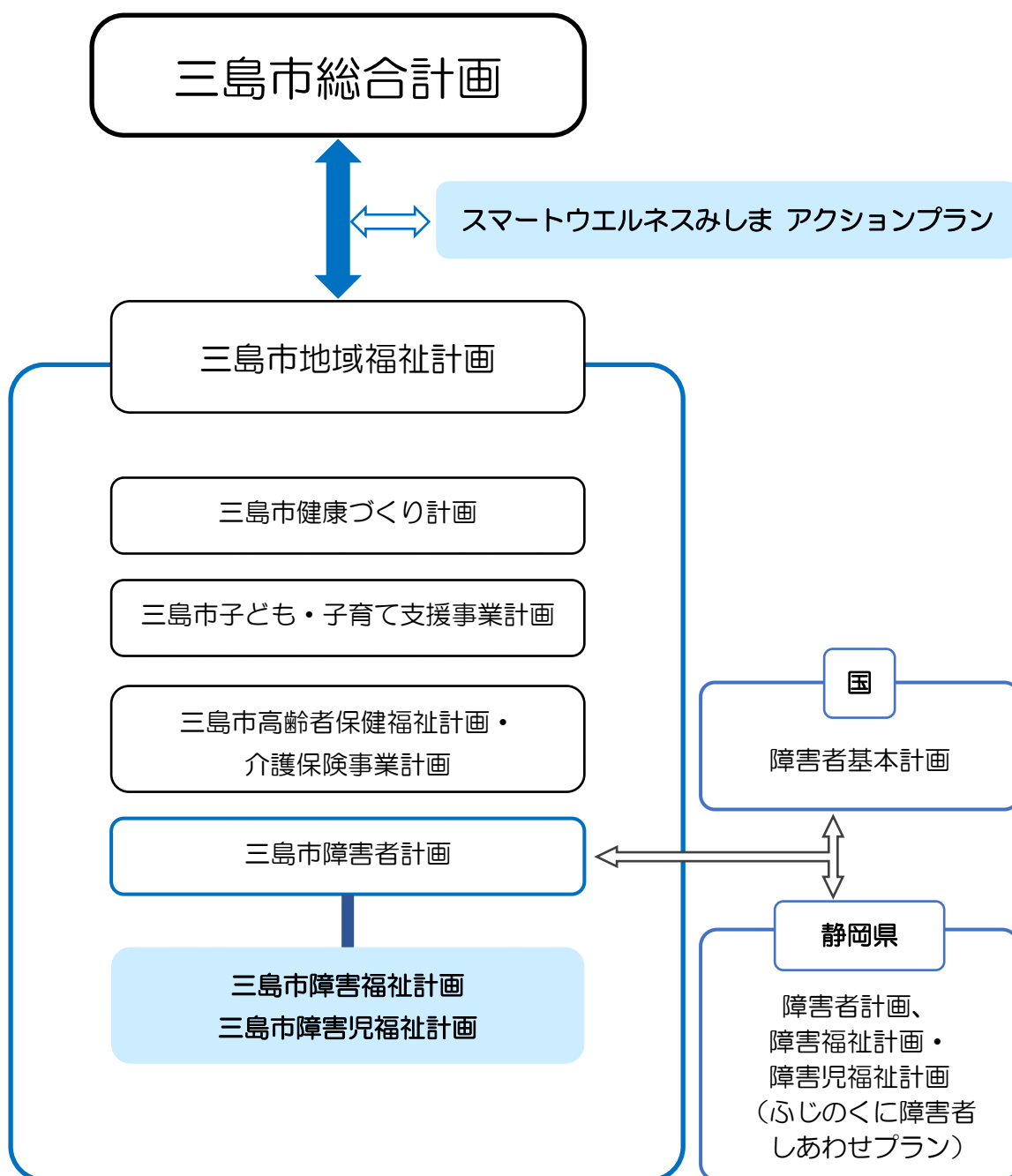


(2) 他の計画との関係

『第6期三島市障害福祉計画・第2期三島市障害児福祉計画』は、「第4期三島市障害者計画」の理念のもと、障害福祉サービスや障害児通所支援などに関する実施計画です。

「第4期三島市障害者計画」は、「第4次三島市総合計画」の分野別計画であり、基本方針1「健康・福祉を育むまちづくり」のうち、第7項「障がいのある人を支える環境の充実」の具体的事業を展開することを目的に策定したものです。また、「三島市地域福祉計画」との整合性を図り、障がいのある人のための施策の分野について展開しています。

「三島市障害福祉計画・障害児福祉計画」と他の計画との関係



(3) SDGs に対応した取り組み方針

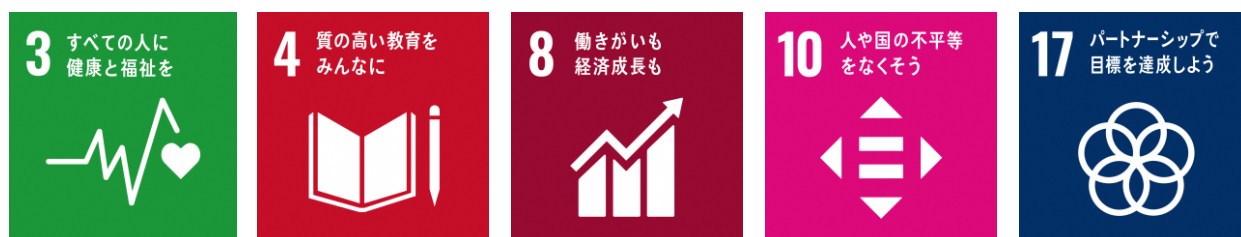
SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの15年間の行動目標です。

17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

三島市総合計画における障がい福祉の分野では、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の5つの目標を関連があるものとして掲げており、本計画においても目標達成に向けた取組を推進します。

【三島市障害福祉計画・三島市障害児福祉計画の取組に該当するSDGsの開発目標】

※具体的な取組方針は次頁参照



【SDGs17の開発目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



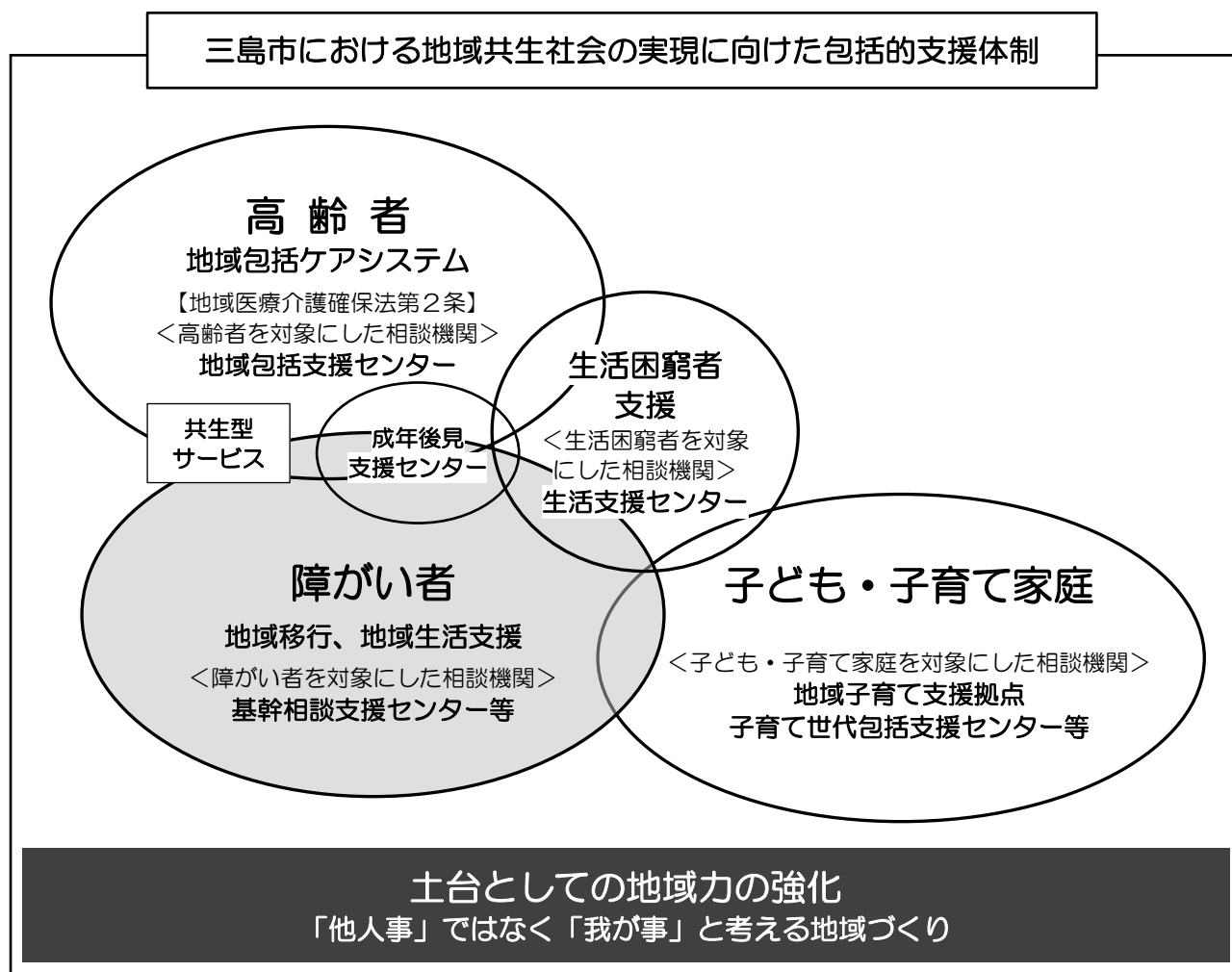
開発目標	三島市の取り組み方針
<p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> 	<p>障がい福祉制度の適切な運営とサービスの提供体制の管理・改善を通じて、支援を必要とする人が円滑にサービスを利用できる体制を作ります。</p> <p>また、バリアフリーに配慮した環境づくりや、地域住民の繋がりを良好に保つことで、住民の心身の健康維持に貢献します。</p>
<p>4 質の高い教育を みんなに</p> 	<p>障がいの有無に関わらず、学校教育において公正かつ質の高い教育を受けられるよう、特別支援教育における切れ目のない支援体制の充実に努め、本人が学習に取り組みやすい環境を整備します。</p> <p>また、地域のボランティア、文化芸術活動等を通じて相互理解の推進に努めるなど、社会教育の場の充実に努めます。</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>地域経済の活性化や雇用の創出に繋がる支援体制を検討し、障がいの有無に関わらず誰もが働きやすい多様な勤務体制の普及を推進します。</p> <p>あわせて就労継続支援・就労定着支援等の訓練等給付のほか、放課後等デイサービスや各種相談支援を通じて、早期から就労に向けた準備と本人の希望する就労環境の実現を支援します。</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>障がいのある児童や高齢者を含め、すべての人が必要とする支援を利用できるよう、個々のニーズに応じた支援体制を整備します。</p> <p>あわせて共生社会の実現に向け、合理的配慮のあり方を周知するとともに、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を行います。</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>市内の公的施設・民間事業者、市民、NPO 法人等の地域資源を最大限に活用し、多くの関係者の連携・協働を通じて多角的な支援体制を構築します。</p>

(4) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域の活動に参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を実現するため、各分野と連携し生活上の困難を抱える地域住民への切れ目のない支援体制の構築を目指します。

【地域共生社会の実現に向けた包括支援体制】



資料：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」を基に作成

4 計画の策定方法と体制

(1) アンケート調査の実施

計画の策定に先立って、令和元年12月に三島市にお住まいの障がいのある人に対して、生活環境や今後のサービスの利用意向、社会参加や相談支援体制等について意見を伺うことを目的としたアンケート調査を実施しました。

回答いただいた調査結果は本計画における各種サービスの見込量の試算のほか、地域における課題や要望等を踏まえ計画推進の方向性を検討するための基礎資料として活用しました。

また、サービスの提供体制についても、市内の事業所の現状と今後の意向、感染症対策等の実施状況を把握することを目的にヒアリングシートの配布・回収を実施しています。

◎調査期間：令和元年12月5日（木）～令和元年12月31日（火）

◎調査方法：郵送配布・郵送回収

◎調査対象者：障害者手帳をお持ちの方、その他障害福祉サービス等を利用されている方の中から2,000人を無作為抽出。

（※調査結果の詳細は資料編に掲載しています。）

(2) 庁内検討会の開催

障がいのある人だけでなく、児童・高齢者等地域の様々な支援体制について、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図るため、庁内の関係各部門との協議・検討の場を設け、各部門における課題と今後の方向性を検証し、本計画の基本方針とその視点に反映しています。

(3) 三島市障がいとくらしを支える協議会（愛称：アーチ）

「障害者総合支援法」第89条の3に基づき、障がいのある人への支援の体制の整備を図るために設置された協議会です。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

本計画の策定にあたり「三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）」臨時運営会議を開催し、成果目標や見込み量確保のための方策等について協議・検討を行いました。

(4) 駿東田方圏域自立支援協議会（以下「圏域協議会」という）

(3)と同様に、「障害者総合支援法」第89条の3に基づき、県が設置する協議会です。静岡県では8カ所の障害保健福祉圏域ごとに協議会を設置し、専門的な見地から課題解決に向けた取組や技術的助言を行う圏域スーパーバイザーの協力を得ながら、広域的課題の共有や障害福祉サービスの総合的調整及び推進に関して協議・検討する体制を整備しています。

三島市は、沼津市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町・清水町・長泉町・小山町から成る「駿東田方圏域」に属しており、本計画の策定においてヒアリングを行い、圏域で調整が必要な部分や成果目標への対応について協議・検討を行いました。

(5) 三島市障害者施策推進協議会

「地方自治法」第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査・審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行うことを目的に設置された市の附属機関です。

本計画の策定にあたり、意見を聴取し、計画の方向性や各サービスにおける確保のための方策等に反映しています。

(6) パブリック・コメントの実施

本計画に対する市民の意見を収集し、計画の最終案に反映するために次の要領でパブリック・コメントを実施しました。

◎募集期間：令和 2 年 12 月 15 日（火）～令和 3 年 1 月 15 日（金）

◎募集方法：市のホームページに掲載するとともに、市内公民館等に資料を配置
直接または郵送・FAX・Eメールで障がい福祉課へ意見提出

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口構造

本市の総人口は、令和元年度末現在で109,205人となっています。年少人口は平成26年度は13.1%でしたが、令和元年度は12.4%、高齢者人口は平成26年度は26.3%でしたが、令和元年度は29.3%となり、少子高齢化が進んでいます。

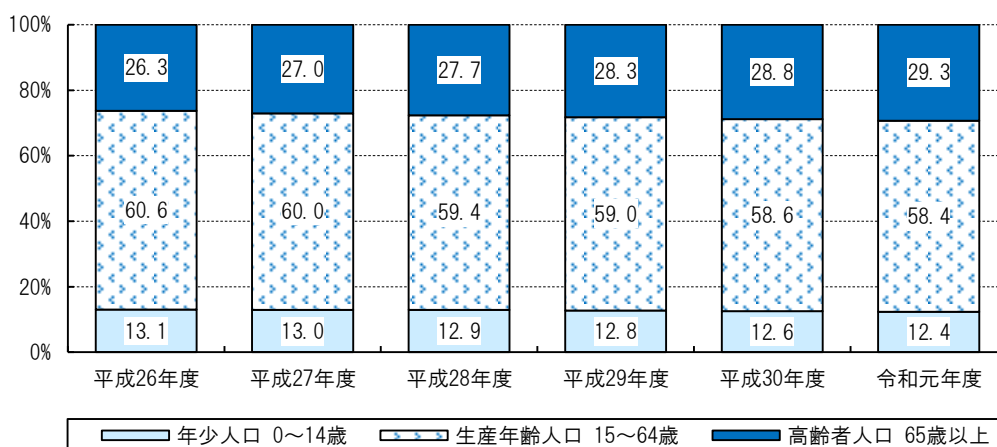
【総人口・年齢3区分の推移】

(上段：人、下段：総人口に対する比率)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	111,616	111,483	111,239	110,505	109,965	109,205
年少人口 0～14歳	14,608	14,458	14,388	14,104	13,814	13,505
	13.1%	13.0%	12.9%	12.8%	12.6%	12.4%
生産年齢人口 15～64歳	67,667	66,909	66,065	65,169	64,468	63,744
	60.6%	60.0%	59.4%	59.0%	58.6%	58.4%
高齢者人口 65歳以上	29,341	30,116	30,786	31,232	31,683	31,956
	26.3%	27.0%	27.7%	28.3%	28.8%	29.3%

資料：住民基本台帳＋外国人登録（各年度末現在）

【総人口・年齢3区分の推移】



表中の比率は、総人口の値を100%とした場合の比率を百分率で表記し、小数点以下第2位を四捨五入して掲載しています。
そのため、各項目の比率の合計が100%にならない場合もあります。

2 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者数

令和元年度末現在における本市の身体障害者手帳所持者数は3,229人で、総人口に対して3.0%、療育手帳所持者数は992人で総人口に対して0.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は544人で、総人口に対して0.5%となっています。

療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数が年々増加しています。

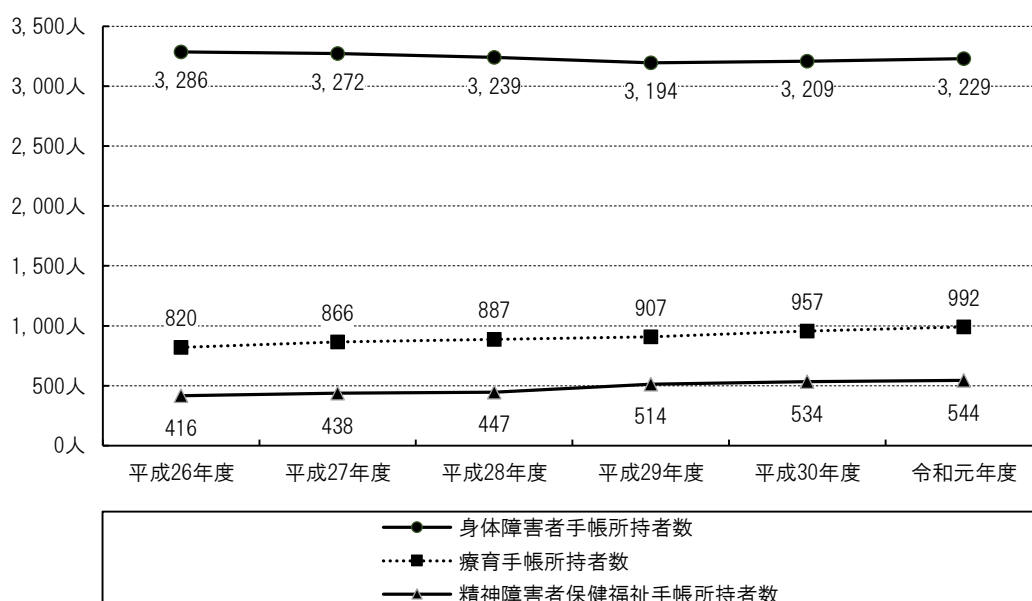
【障害者手帳所持者数の推移】

(上段：人、下段：総人口に対する比率)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口 (外国人含む)	111,616	111,483	111,239	110,505	109,965	109,205
身体障害者手帳 所持者数	3,286 2.9%	3,272 2.9%	3,239 2.9%	3,194 2.9%	3,209 2.9%	3,229 3.0%
療育手帳 所持者数	820 0.7%	866 0.8%	887 0.8%	907 0.8%	957 0.9%	992 0.9%
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	416 0.4%	438 0.4%	447 0.4%	514 0.5%	534 0.5%	544 0.5%
手帳所持者総数	4,522 4.1%	4,576 4.1%	4,573 4.1%	4,615 4.2%	4,700 4.3%	4,765 4.4%

(各年度末現在)

【障害者手帳所持者数の推移】



(2) 障害者手帳所持者の年齢構成

令和元年度末現在における本市の障害者手帳所持者の年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者は65歳以上が7.2%、療育手帳所持者は0歳～17歳が1.8%と割合が高くなっています。

【障害者手帳所持数の年齢構成】

(上段：人、下段：年齢別人口に対する比率)

	0歳～17歳	18歳～64歳	65歳以上
年齢別人口 (外国人含む)	15,038	62,211	31,956
	13.8%	57.0%	29.3%
身体障害者手帳所持者数	67	868	2,294
	0.4%	1.4%	7.2%
療育手帳所持者数	277	695	20
	1.8%	1.1%	0.1%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	11	459	74
	0.1%	0.7%	0.2%
手帳所持者総数	355	2,022	2,388
	2.4%	3.3%	7.5%

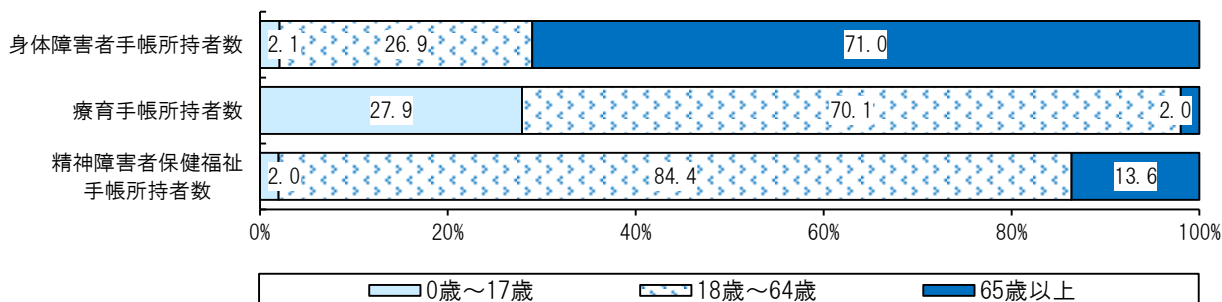
(令和元年度末現在)

【障害者手帳所持者の種類別年齢構成の割合】

	0歳～17歳	18歳～64歳	65歳以上
身体障害者手帳所持者数	2.1%	26.9%	71.0%
療育手帳所持者数	27.9%	70.1%	2.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2.0%	84.4%	13.6%
手帳所持者総数	7.5%	42.4%	50.1%

(令和元年度末現在)

【障害者手帳所持者の種類別年齢構成の割合】



(3) 障がいの種類・等級別の身体障害者手帳所持者数

令和元年度末現在における本市の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類・等級別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっており、令和元年度は1級・2級の重度者は全体の53.8%、3級・4級の中重度者は全体の35.1%、5級・6級の軽度者は全体の11.1%となっています。

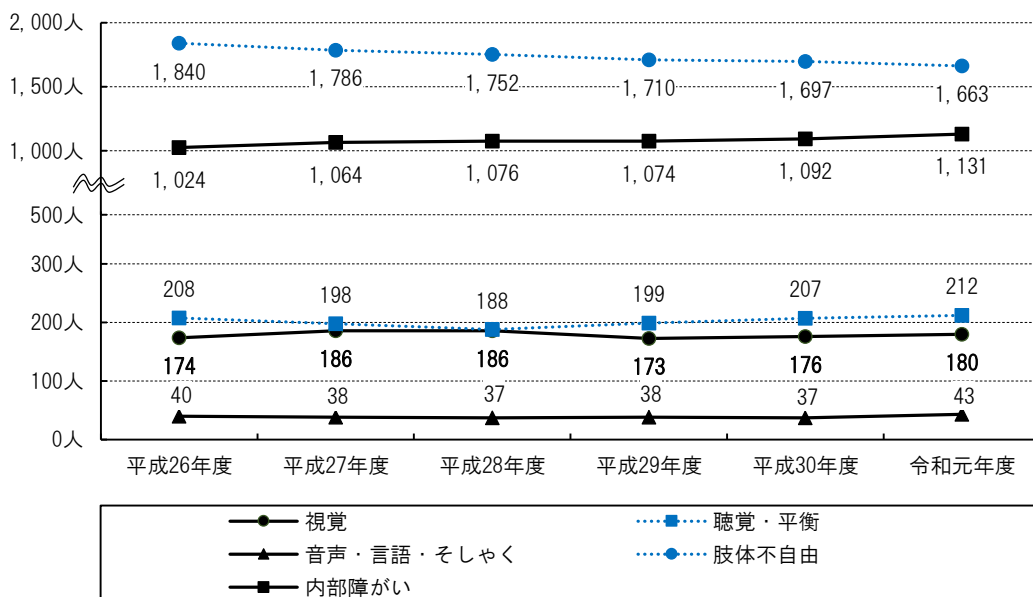
【障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚	174	186	186	173	176	180
聴覚・平衡	208	198	188	199	207	212
音声・言語・そしゃく	40	38	37	38	37	43
肢体不自由	1,840	1,786	1,752	1,710	1,697	1,663
内部障がい	1,024	1,064	1,076	1,074	1,092	1,131
計	3,286	3,272	3,239	3,194	3,209	3,229

(各年度末現在)

【障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



「内部障がい」とは、外見からは分からない体の内部に障がいがあることをいい、次の7つの種類があります。
 ①心臓機能障害 ②じん臓機能障害 ③呼吸器機能障害
 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤小腸機能障害 ⑥免疫機能障害
 ⑦肝臓機能障害

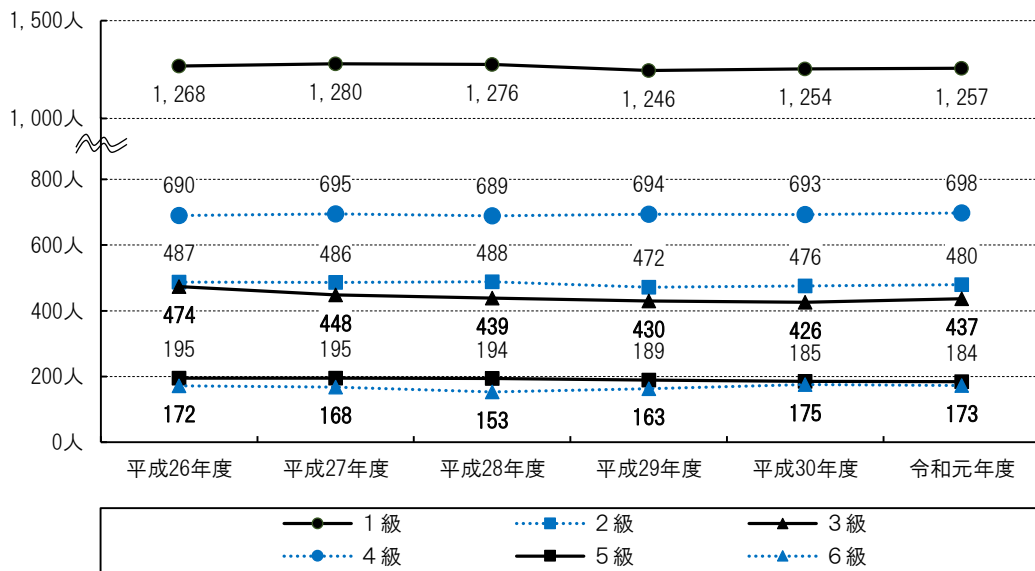
【等級別の身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位:人、下段:身体障害者手帳所持者数に対する比率)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	1,268	1,280	1,276	1,246	1,254	1,257
	38.6%	39.1%	39.4%	39.0%	39.1%	38.9%
2級	487	486	488	472	476	480
	14.8%	14.9%	15.1%	14.8%	14.8%	14.9%
3級	474	448	439	430	426	437
	14.4%	13.7%	13.6%	13.5%	13.3%	13.5%
4級	690	695	689	694	693	698
	21.0%	21.2%	21.3%	21.7%	21.6%	21.6%
5級	195	195	194	189	185	184
	5.9%	6.0%	6.0%	5.9%	5.8%	5.7%
6級	172	168	153	163	175	173
	5.2%	5.1%	4.7%	5.1%	5.5%	5.4%
計	3,286	3,272	3,239	3,194	3,209	3,229

(各年度末現在)

【等級別の身体障害者手帳所持者数の推移】



(4) 等級別の療育手帳所持者数

令和元年度末現在における本市の療育手帳所持者数を等級別にみると、Aの最重度・重度者は全体の33.5%、Bの中度・軽度者は全体の66.5%となっています。

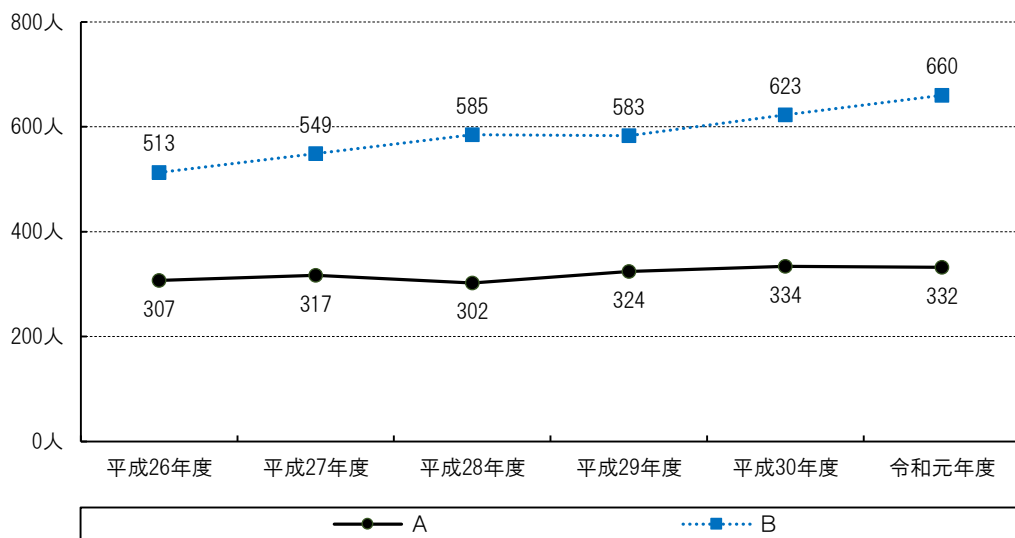
【等級別の療育手帳所持者数の推移】

(上段：人、下段：全体に対する比率)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A	307	317	302	324	334	332
	37.4%	36.6%	34.0%	35.7%	34.9%	33.5%
B	513	549	585	583	623	660
	62.6%	63.4%	66.0%	64.3%	65.1%	66.5%
計	820	866	887	907	957	992

(各年度末現在)

【等級別の療育手帳所持者数の推移】



(5) 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和元年度末現在における本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、1級の重度者は全体の6.3%、2級の中度者は全体の56.6%、3級の軽度者は全体の37.1%となっています。

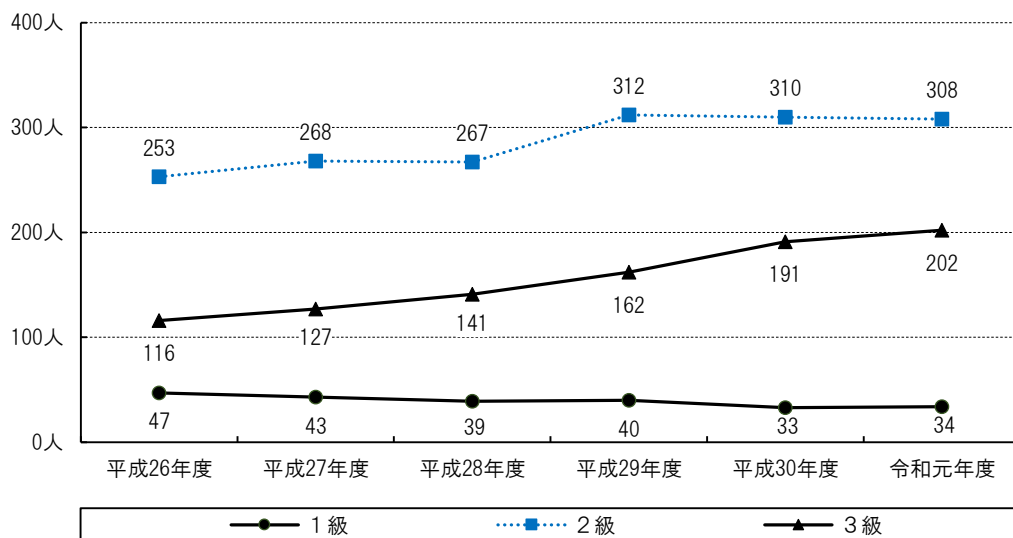
【等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

(上段：人、下段：全体に対する比率)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	47	43	39	40	33	34
	11.3%	9.8%	8.7%	7.8%	6.2%	6.3%
2級	253	268	267	312	310	308
	60.8%	61.2%	59.7%	60.7%	58.1%	56.6%
3級	116	127	141	162	191	202
	27.9%	29.0%	31.5%	31.5%	35.8%	37.1%
計	416	438	447	514	534	544

(各年度末現在)

【等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】



(6) 自立支援医療（精神通院）受給者数

令和元年度末現在における本市の自立支援医療（精神通院）の受給者数をみると、1,109人となっています。

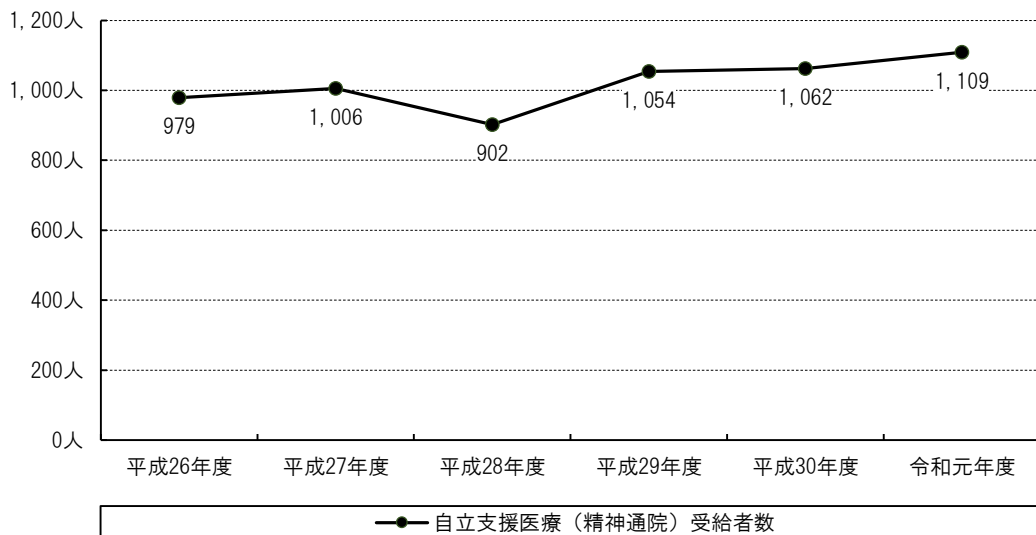
【自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移】

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援医療 (精神通院) 受給者数	979	1,006	902	1,054	1,062	1,109

(各年度末現在)

【自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移】



(7) その他の障がい

令和元年度末現在における本市の特定医療費(指定難病)受給者数をみると、681人となっています。

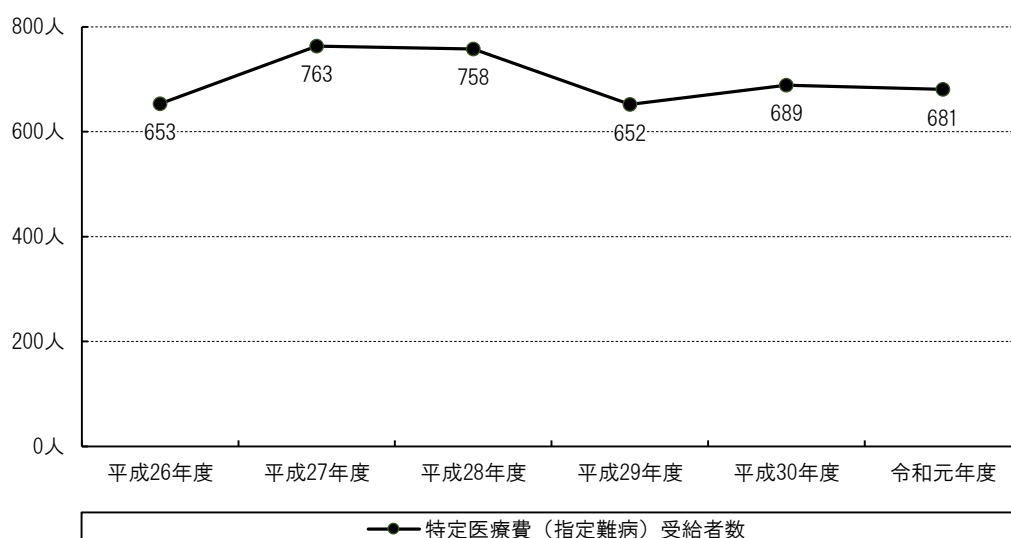
発達障がい者は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいにより、日常生活又は社会生活に制限を受ける方をいいます。

【その他の障がい者の状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
難病の患者(人) 特定医療費 (指定難病) 受給者数	653	763	758	652	689	681
発達障がい者	発達障がいに対応した固有の手帳がないため、市内における発達障がいのある人の正確な人数は把握できていません。 三島市では3歳児健診や就学時健診において、発達に関する相談の場を設け、発達に不安や課題のある方の早期発見と支援の案内に繋がっています。					

(各年度末現在)

【特定医療費(指定難病)の受給者数の推移】



(8) 障害支援区分認定の状況

令和元年度末現在における本市の障害支援区分認定者数の推移をみると、全体で444人となっており、年々増加傾向で推移しています。

また、障がい種類別認定者数の推移でみると、知的障がい者が年々増加で推移しています。

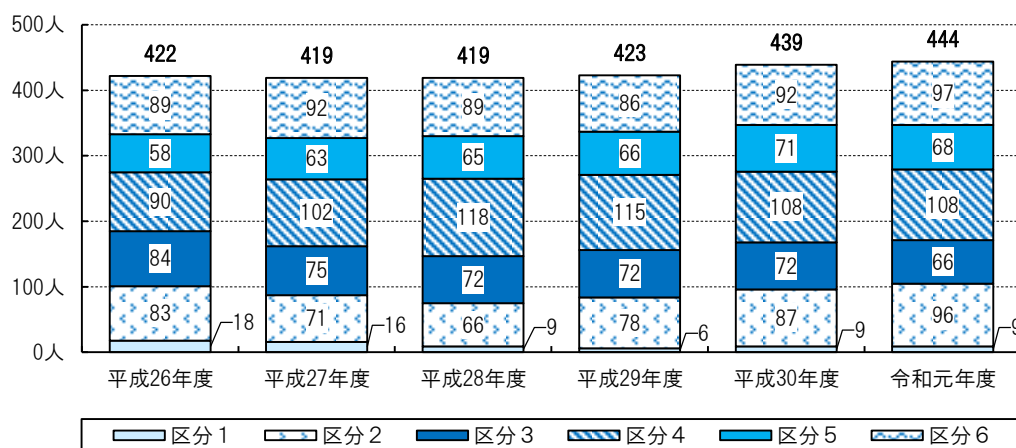
【障害支援区分別認定者数の推移】

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分1	18	16	9	6	9	9
区分2	83	71	66	78	87	96
区分3	84	75	72	72	72	66
区分4	90	102	118	115	108	108
区分5	58	63	65	66	71	68
区分6	89	92	89	86	92	97
計	422	419	419	423	439	444

(各年度末現在)

【障害支援区分別認定者数の推移】



「障害支援区分」とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身の状態を考慮し、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。

認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て、必要とされる支援の度合いに応じて区分1から最も高い区分6までの6段階で認定されます。

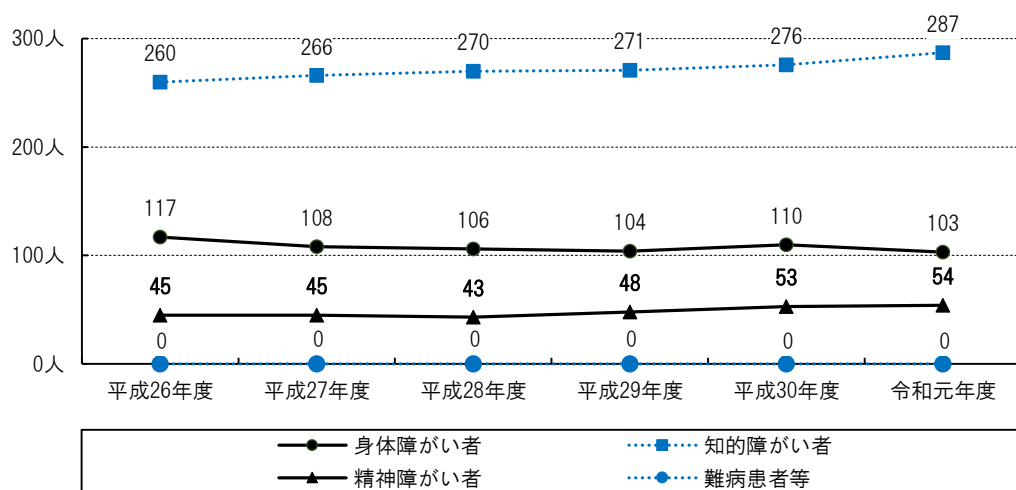
【障がい種類別認定者数の推移】

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい者	117	108	106	104	110	103
知的障がい者	260	266	270	271	276	287
精神障がい者	45	45	43	48	53	54
難病患者等	0	0	0	0	0	0
計	422	419	419	423	439	444

(各年度末現在)

【障がい種類別認定者数の推移】



3 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービスの利用者数

障がいのある人が居宅等において日常生活を営む上で必要な支援を提供するサービスです。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

居宅介護の利用者が100人前後、その他のサービスの利用者が10人前後の水準でほぼ横ばいに推移しています。重度訪問介護については、利用者は少ないものの緩やかに増加しています。(サービスの内容についてはP.35参照)

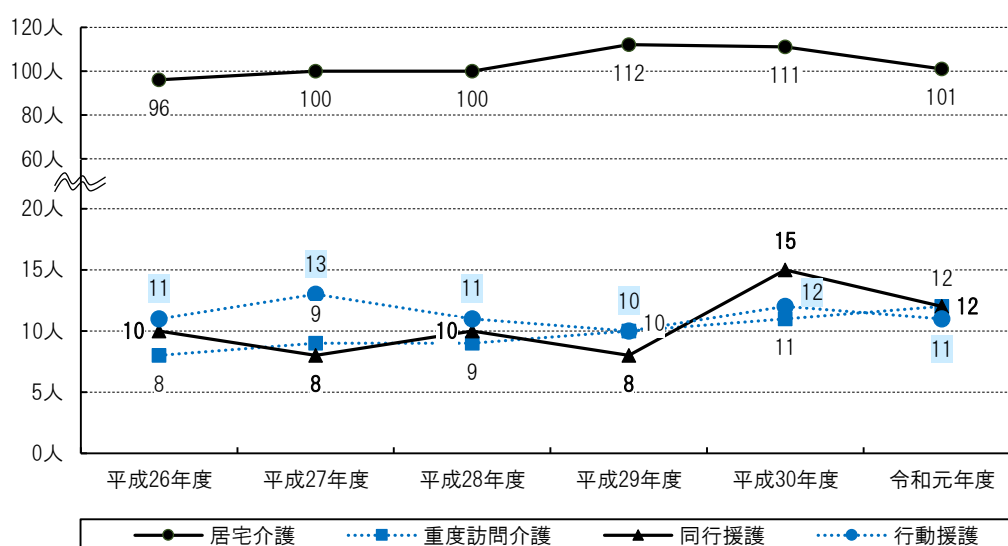
【訪問系サービスの利用者数の推移】

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅介護	96	100	100	112	111	101
重度訪問介護	8	9	9	10	11	12
同行援護	10	8	10	8	15	12
行動援護	11	13	11	10	12	11
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0
計	125	130	130	140	149	136

(各年度末現在：各年度末月サービス利用者延べ人数)

【訪問系サービスの利用者数の推移】



(2) 日中活動系サービスの利用者数

施設等で昼間の活動を支援するサービスや施設に短期間入所するサービスです。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

就労移行支援の利用者は減少傾向にあり、就労継続支援B型は増加傾向にあります。他のサービスについては、各年度で多少の増減はあるものの、長期的に見るとほぼ横ばいで推移しています。(サービスの内容についてはP.37参照)

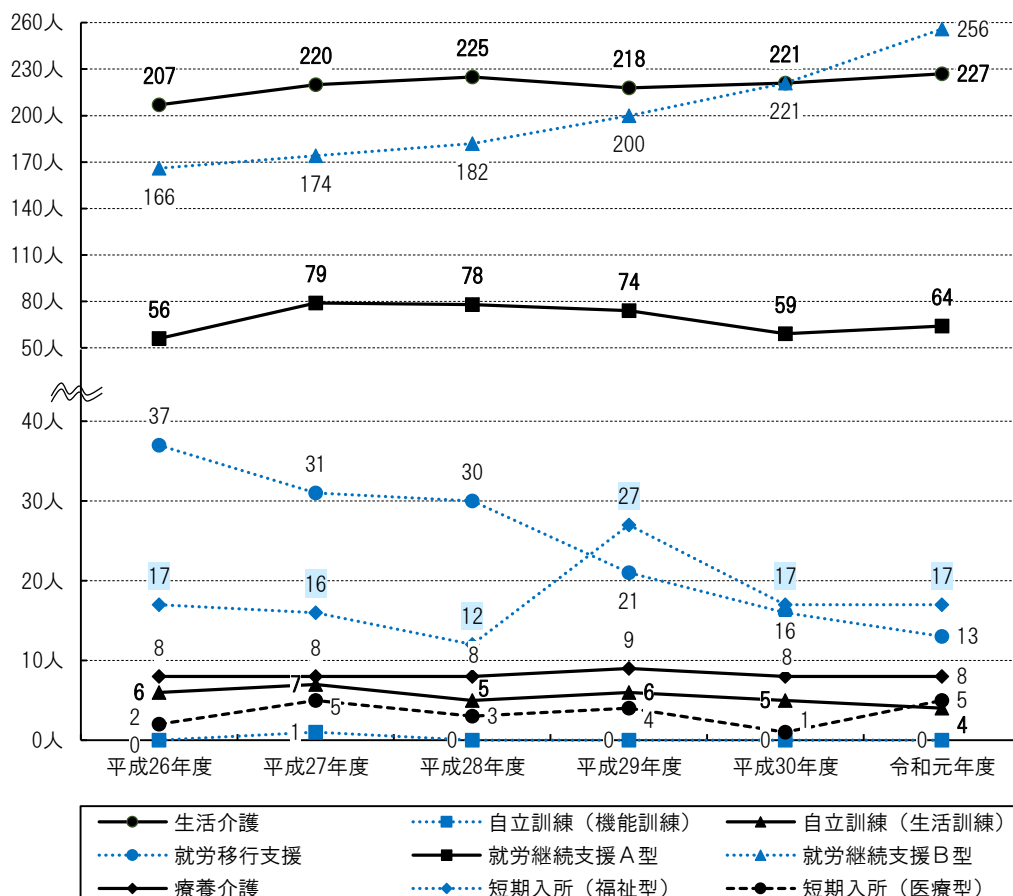
【日中活動系サービスの利用者数の推移】

(単位：人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活介護		207	220	225	218	221	227
自立訓練（機能訓練）		0	1	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）		6	7	5	6	5	4
就労移行支援		37	31	30	21	16	13
就労継続支援A型		56	79	78	74	59	64
就労継続支援B型		166	174	182	200	221	256
療養介護		8	8	8	9	8	8
短期入所	福祉型	17	16	12	27	17	17
	医療型	2	5	3	4	1	5
計		499	541	543	559	548	594

(各年度末現在：各年度末月サービス利用者)

【日中活動系サービスの利用者数の推移】



(3) 居住系サービスの利用者数

施設などを住まいの場として提供するサービスです。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあります。また、平成30年度に新設された自立生活援助は令和元年度に事業所を確保し、8人の利用実績がありました。（サービスの内容についてはP.44参照）

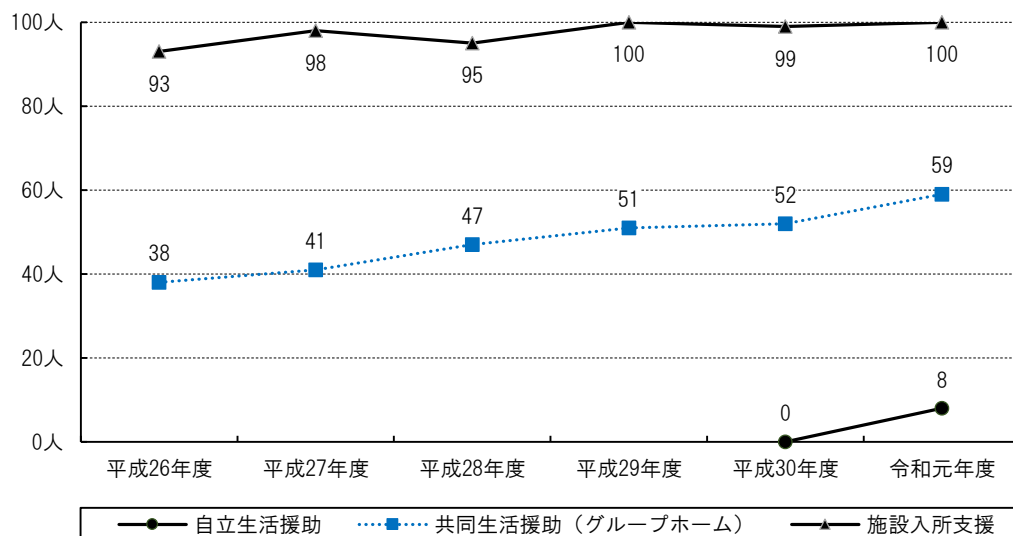
【居住系サービスの利用者数の推移】

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立生活援助					0	8
共同生活援助 （グループホーム）	38	41	47	51	52	59
施設入所支援	93	98	95	100	99	100
計	131	139	142	151	151	167

（各年度末現在：各年度末月サービス利用者）

【居住系サービスの利用者数の推移】



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画を推進するにあたっての基本理念に関しては、障がいのある人などの自立と社会参加に関わる様々な施策・事業の指針を踏まえた「三島市障害者計画」に従い、“みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま”とします。

なお、取り組みに関する基本方針も同様に「三島市障害者計画」に従い、国の示す『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の指針に基づいて、新たに「障がい福祉人材の確保」と「障がい者の社会参加を支える取り組み」を追加しました。

計画の基本理念

「みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま」

《 基本方針 》

- (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がいの種別や程度に関わらず、地域全体で支援する一元的な支援体制の構築
- (3) 地域生活への移行や継続、一般就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取り組み

2 基本方針の視点

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定にあたって国の示した基本指針では、障がいのある人の社会参加の促進や障がい福祉の担い手の確保等、「地域共生社会」の実現に関するより具体的な取り組みが含まれています。

本計画においても市の状況を踏まえながら、基本理念に国や県の考えを反映し、障がいのある人の地域生活を推進するための新しい方針を次のとおり掲げることとします。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めるとともに、成年後見制度の利用を促進します。

(2) 障がいの種別や程度に関わらず、地域全体で支援する一元的な支援体制の構築

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等を障害福祉サービスの対象とし、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして「障害者総合支援法」に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図り障害福祉サービスの活用が促されるようにします。

(3) 地域生活への移行や継続、一般就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立した生活の推進を図るため、施設や医療機関から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活を支援するための機能を確保するとともに、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」（※P.28 参照）の構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域の活動に参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を実現するため、基幹相談支援センターを中心に、高齢者、子ども・子育て家庭、生活困窮者に対する支援など、各分野と連携し生活上の困難を抱える地域住民への切れ目のない支援体制の構築を目指します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障がい児の「権利」と「最善の利益」の保証を前提として健やかな成長を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制を確保しながら、障がい種別に関わらず質の高い専門的な発達支援が行えるよう地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのためには、従事者の対応力を高めるための研修の実施、事業所や職員同士の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

三島市では基幹相談支援センターにおいて支援者のスキルアップ研修を実施するとともに、「障がいとくらしを支える協議会（アーチ）」人材育成プロジェクトにおいても人材育成のための取り組みを実施します。

(7) 障がい者の社会参加を支える取り組み

平成 30 年には「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいの有無に関わらず文化芸術に触れあえるよう施設のバリアフリー化に努めることや、障がいのある人でも作品の製作やその発表等様々な活動に参加できる環境を整備することが求められました。

また同年、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」が施行され、障がいの有無に関わらず文字・活字文化を身近なものにするため、デージー書籍やオーディオブックといった誰でも読むことができる書籍の普及が求められる等、地域全体のバリアフリー化や社会参加の促進が大きな目標となっています。

今後は障がい福祉の分野に留まらず、地域全体の生活環境において社会的障壁を取り除く取り組みを関係各課と連携して検討します。また、就労やサービスの利用による社会参加だけでなく、地域のボランティア活動等を通じて地域の産業や福祉の活動に関わることができる機会の充実に努めます。

「デージー書籍」とは、アクセシブルな電子図書における国際標準規格「DAISY」を用いた書籍のことで、文字・音声・画像を同時に再生できるマルチメディア図書を指します。

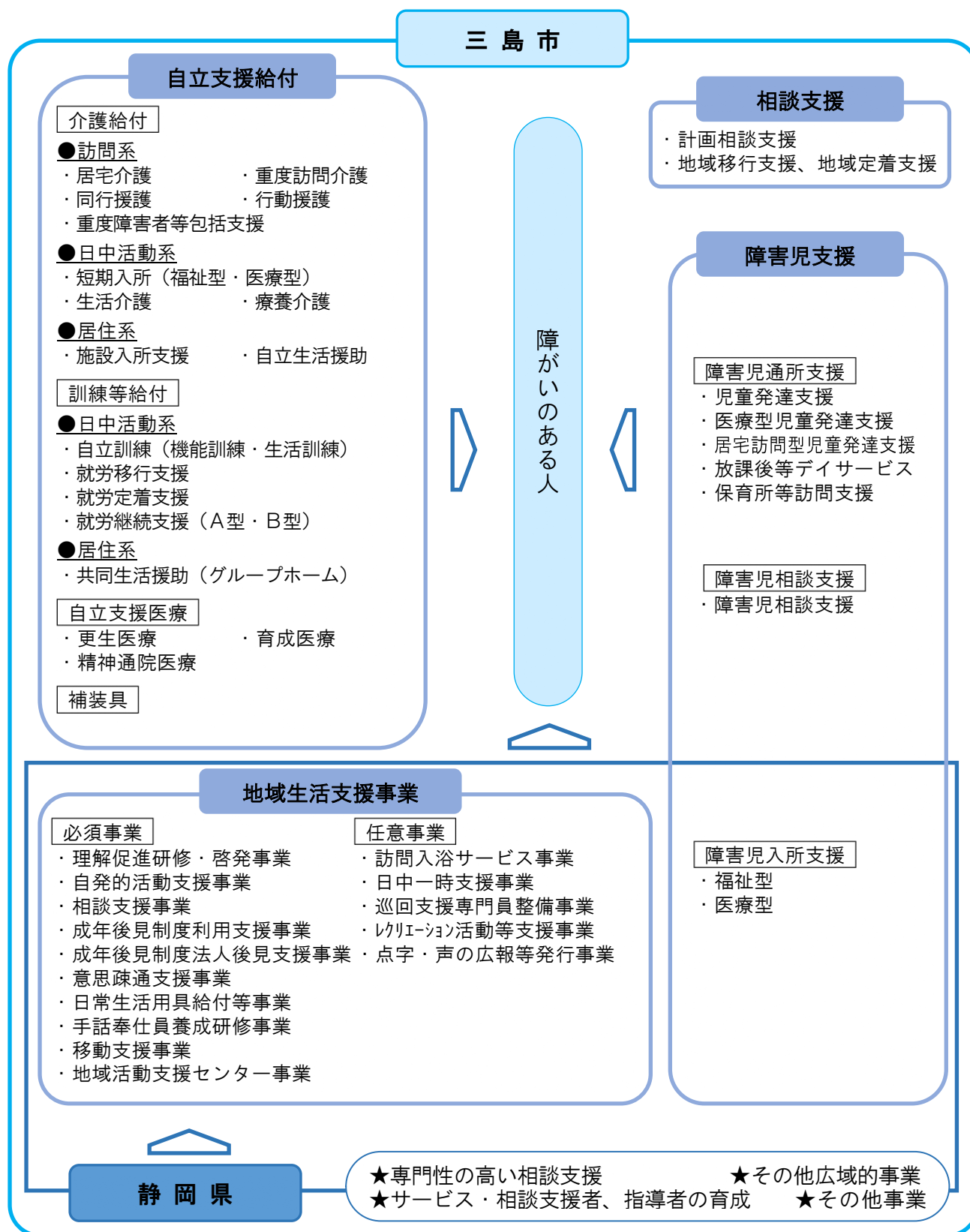
優れたナビゲーションシステムを持ち、視覚障がいに限らず識字障がい（ディスレクシア）や本を持って読むことが困難な障がいのある人等が活用しています。

「オーディオブック」とは本の朗読を録音した CD、カセットテープ等を指します。

作成が比較的容易であり、ボランティア団体等によって作成されるほか、アプリケーション等を活用しての配信も普及しています。

3 障がいのある人の福祉サービスの体系

「障害者総合支援法」に基づくサービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」によるサービスと「相談支援」、及び地域の特性や利用者の状況に応じて市が実施する「地域生活支援事業」によるサービスに大別されます。また、障害児支援は上記のサービスとは異なり「児童福祉法」に基づき実施されるものです。



4 令和5年度の目標値の設定

障害福祉サービスの活用を通じて障がいのある人の自立した生活を支援するため、地域生活・一般就労への移行や地域生活支援拠点の整備等について、国の指針に基づいて成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ◆令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。
- ◆令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること。

※目標設定にあたって、令和2年度末までに第5期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を第6期の目標値に加算すること。

本市の考え方

- 国の指針に基づいて、以下の目標値を設定します。
- 施設入所待機者が、令和元年度末時点で41名と多数控えていることを踏まえ、施設入所者の削減数の目標は設定せず、施設入所者の地域移行を促進しながら、施設入所待機者を減少させることを目標として設定します。

【目標値】

項目	数値	考え方
基準年の入所者数（A）	100人	令和元年度末時点の施設入所者
目標年の入所者数（B）	100人	令和5年度末時点の施設入所者
【目標値】 入所者数減少見込（A）－（B）	0人	差引減少見込数 ※施設入所待機者の減少を目標とする
【目標値】 地域生活移行者数	8人	令和5年度末までの地域移行者数の累計（A）の8%

【目標達成のための取り組み】

施設入所者の重度化・高齢化により、施設からの退所理由は入院・死亡の割合が増加していることから、国の定める目標値は前計画よりも引き下げられています。

一方、三島市では全国と同様の理由に加え、施設入所の待機者が多く、入所者数の減少を目標とするのは困難な状況です。今後さらに地域の高齢化が加速するにつれて施設の入所希望者も増加するものと見込まれます。

今後も引き続き、グループホームの整備をはじめとする地域生活の基盤充実に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- ◆精神障がい者の精神病床から地域生活への移行に係る目標設定<※都道府県目標>
 - ・令和5年度末時点における1年以上の長期入院患者数を、国の推計式を用いて設定
 - ・入院から一定期間が経過した患者の退院率を設定
 - 3ヶ月後：69%以上、6ヶ月後：86%以上、1年後：92%以上
 - ・退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする

※「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神病床からの地域移行を促進するための体制の構築において、“必要な支援を地域で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援する”という「地域包括ケアシステム」の考え方を精神障がいのある人のケアに応用したものです。

本市の考え方

- 静岡県の指針として、圏域協議会地域移行部会を除いた形での保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を求められており、三島市では、既に構築している圏域協議会地域移行部会との連携を維持しながら、市単独での協議の場の設置に向けて検討します。
- 地域における包括的な支援体制の構築に向けて、一部のサービス※においては精神障がいのある方の利用見込みを個別に設定しています。

(※ 自立生活援助・共同生活援助・地域移行支援・地域定着支援)

【活動指標】

項目	考え方
協議の場の設置	市単独での協議の場の設置に努める
開催回数	令和5年度末までに開催予定
参加者数	15名程度 (保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者)

【目標達成のための取り組み】

これまで活用していた圏域協議会地域移行部会では、居住の問題やピアサポーターの活用、研修会の開催など、広域的な課題解決に向けた協議を行ってきました。三島市単独での協議の場を設置するにあたり、圏域協議会地域移行部会との役割を明確にするとともに、個別ケースから地域課題を整理する必要があります。

三島市では基幹相談支援センターを中心に、他の関係機関と連携しながら、協議の場の設置及び地域生活の促進に必要な資源や関係機関とのネットワークのあり方について検討していきます。

「ピアサポーター」とは、自らの障がいまたは経験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等の支援を行う人です。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

- ◆令和5年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、拠点の機能充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討すること。

※「地域生活支援拠点等の整備」とは、障がいのある人の重度化・高齢化や“親亡き後”を見据え、地域生活を支援するための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

本市の考え方

- 当初は第5期計画期間中の整備を目標としていましたが、市民のニーズの把握や重点を置く機能の選定、圏域の協議に関する方針転換等の影響で検討に時間を要し、整備には至りませんでした。
- 引き続き、現状未設置となっている地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに市単独で整備することを目標とします。
- 拠点等の整備及び機能の充実に向けて「三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）」にて令和3年度以降に検証・検討を行います。

【活動指標】

項目	考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までに、市単独での設置
拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行う場の名称	三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）
検証及び検討の年間実施回数	令和3年度以降、各年度12回実施

【目標達成のための取り組み】

障がいのある人の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据えて、今後は地域生活支援の重要性が一層高まり、更なる充実が求められます。三島市では関係機関と連携した相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ体制や医療機関との連携強化、グループホームや地域での一人暮らしの体験ができる機会の創出を重点に置き、機能の確保に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ◆令和5年度中の一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍とする。
 - うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍
 - 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍
 - 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍
- ◆令和5年度中の一般就労への移行者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用すること。
- ◆就労定着支援事業所の7割以上が、就労定着率8割以上を維持すること。

本市の考え方

○国の指針に基づいて以下の目標を設定します。

【目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 年間一般就労移行者数（A）	19人	令和5年度に、就労移行支援事業などを通じて一般就労する人数 【令和元年度実績（14人）の1.27倍】
うち 就労移行支援事業 を通じて一般就労に移行する者	8人	【令和元年度実績（6人）の1.30倍】
うち 就労継続支援A型事業 を通じて一般就労に移行する者	6人	【令和元年度実績（4人）の1.26倍】
うち 就労継続支援B型事業 を通じて一般就労に移行する者	5人	【令和元年度実績（4人）の1.23倍】
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	14人	令和5年度における就労定着支援事業の利用者数 （A）の7割以上
【目標値】 事業所ごとの就労定着率		令和5年度における就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とする

【目標達成のための取り組み】

働き方のニーズも多様化していることを踏まえ、一般就労の目標値は引き下げながらも、サービスの質の向上のため、就労継続支援A型・B型においても目標値を設定し、評価することが定められました。

障がいのある人の自立だけでなく、進行する少子高齢社会における働き手の確保のためにも、多様な就労の場の創出が求められていますが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、就労機会の縮小が課題となっています。

三島市では障害者雇用相談員を配置するとともに、ハローワーク等の関係機関が連携し、雇用・就労機会の創出と、職場定着に向けた就業・生活面の総合的な支援体制の構築に努めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【第2期障害児福祉計画】

国の基本指針

- ◆児童発達支援センターを令和5年度末までに各市町に1カ所以上設置すること。
- ◆全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- ◆主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保すること。
- ◆各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

本市の考え方

- 三島市では、市の直営である「三島市発達支援センター」と「三島市児童発達支援事業所」を中心に関係機関・事業所等と連携し、児童発達支援センターに準ずる機能を確保しています。
- インクルーシブ教育の推進を目的に、令和3年度に「三島市児童発達支援事業所」を錦田こども園内に移転し、さらなる体制強化を図ります。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制は市内に、重症心身障がい児を支援できる事業所は圏域内で確保できています。
- 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び、医療的ケア児に関するコーディネーターの確保に向け検討します。

【活動指標】

項目	考え方
児童発達支援センターの設置	令和3年度から体制強化 ※既存施設（三島市発達支援センター・三島市児童発達支援事業所）で機能確保
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	市内に構築済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	駿東田方圏域内に確保済
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置に向けた関係者の会議を、令和5年度末までに開催予定

【目標達成のための取り組み】

三島市発達支援センターでは、各ライフステージに応じた支援を切れ目なく継続できるよう、関係各課との連携を図り、発達支援体制の構築に努めます。

また、医療的ケア児支援のための協議の場の設置および障害児相談支援事業所に配置が可能なコーディネーターの候補者を「三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）」において検討します。

「重症心身障がい児（者）」とは、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児（者）のことです。

(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制の確保

国の基本指針

◆各市町村または圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する

本市の考え方

- 静岡県の方針に沿って、基幹相談支援センターの機能強化と、相談支援専門員の質的・量的向上に努めます。
- また、関係機関・事業所における人材育成の支援と専門的な相談支援の実施等、地域における様々なサービスの質の向上を図ります。

【活動指標】

項目	考え方
障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センターの職員が窓口、相談支援事業所、家庭訪問等により実施。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	基幹相談支援センター職員による、相談支援事業所を訪問してのアウトリーチ支援。 【実施件数見込み】 令和3年度：3件 令和4年度：7件 令和5年度：7件
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援	基幹相談支援センターの主催で市内事業所向けスキルアップ研修を実施。 【実施件数見込み】 令和3～5年度、毎年2回実施想定
地域の相談支援機関との連携強化の取組	基幹相談支援センターの主催で相談支援専門員が週1回程度集まり連携会議を実施。 【実施件数見込み】 令和3～5年度、毎年50回程度実施想定

【目標達成のための取り組み】

三島市では、平成27年度に市直営で基幹相談支援センターを設置し、民間相談支援事業所との連携を図るとともに人材育成のためのスキルアップ研修を開催するなど、相談支援における中心的役割を担っていますが、市内の状況としては特定相談支援事業所が増えず、相談支援における機能的役割分担ができていない状態にあります。

令和2年度からは民間の相談支援技術を活用した体制を強化するため、民間相談支援事業所と市との基幹相談支援センターの共同運営を実施しており、令和3年度には新たな総合相談窓口を設置します。

今後も既存の相談支援事業所や関係者のスキルアップと、事業所や関係機関、行政の連携によって質的・量的な不足を補いつつ、新たな事業所の整備に努めます。

「特定相談支援事業所」とは、計画相談支援を提供する事業所です。サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築

国の基本指針

◆令和5年度までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築

本市の考え方

○静岡県の方針に沿って、県の実施する障害福祉サービス等に関わる研修への三島市職員の参加を促進します。

○また、周辺市町との連絡会を活用し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する場を設け、事業所に対し適切な運営を行うよう注意喚起を行います。

【活動指標】

項目	考え方
相談支援従事者初任者研修の参加促進	障がい福祉課職員のうち、研修の未受講者に対し、積極的に受講するよう周知。
障害支援区分認定調査員研修の参加促進	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和3年度末までに構築

【目標達成のための取り組み】

障がい福祉に係る研修には積極的に参加を促しています。特に異動や配置換えのあった職員には欠かさず受講するよう周知を徹底し、新規採用職員研修でも障がい福祉の現状や合理的配慮に関する研修を導入しています。

また、障害者自立支援給付審査支払等システムにおける段階的な対応に合わせて適切に審査を行い、事業所台帳や受給者台帳、サービス提供量との整合性を確保し、必要に応じて3市3町障がい福祉連絡会（三島市・裾野市・伊豆の国市・函南町・清水町・長泉町）において情報を共有し、事業所にも注意を呼び掛けるよう努めていきます。

「合理的配慮」とは、障がいのある人の人権が障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。

「障害者差別解消法」により、この合理的配慮を可能な限り提供することが行政、学校、企業などに求められています。

第4章 サービス見込量と見込量確保のための方策

1 障害福祉サービス・相談支援の見込量

障害福祉サービス・相談支援について、国の基本指針を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの必要な見込量を次のように設定します。

(1) 訪問系サービス

- ・現在の訪問系サービスの利用実績を基礎として平成30年度からの利用者数やサービス利用量の伸び、障がいのある人へのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、訪問系サービスの必要な見込量を設定します。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

- ・自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援を行います。

② 重度訪問介護

- ・重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人が対象となります。
- ・自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援及び外出時の移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護

- ・視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人などが対象となります。
- ・外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な支援を行います。

④ 行動援護

- ・知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人などであって、常に介護を必要とする人が対象となります。
- ・行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護その他外出する際の必要な支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

- ・常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある障がいのある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難のある人が対象となります。
- ・居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

【本市の考え方】

新規利用者、介護保険への移行、転出入等により、利用者の増減はあるものの、概ね計画値通りの実績値となっています。また、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外出を自粛する方もおり、平成30年度より利用者が減少しています。サービス利用量については平成30年度に支給量の多い方の転出があり、計画値を下回りました。

令和3年度から5年度にかけては、過去の実績の伸び率とニーズを勘案し、緩やかに増加するものと見込んでいます。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	135	138	141	142	130	134
利用量(時間)	5,299	5,537	5,786	4,916	4,752	4,781

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	137	140	143
利用量(時間)	4,888	4,995	5,102

確保のための方策

- ・訪問系サービスについては、身体障がいのある人が最も多く利用しており、手帳所持者の年齢構成を見ると65歳以上の方が最も多くなっています。障害福祉サービスを利用している方は65歳になると、介護保険に同様のサービスがある場合には介護保険サービスを優先して利用することになっているため、一部の利用者数は減少することになります。

しかし、新たにサービス利用を希望する方もいるため、過去の実績から各サービスの利用者数は緩やかに増加すると見込んでおり、今後も多様化するニーズに対応できる提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図ります。

(2) 日中活動系サービス

- ・現在の日中活動系サービスの利用者数を基礎として、平成30年度からの利用者数の伸び、障がいのある人へのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、日中活動系サービスの必要な見込量を設定します。

① 生活介護

- ・常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。
- ・障害者支援施設等において、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

【本市の考え方】

第5期計画期間中に施設が新設されることを考慮し、利用者の増加を見込んでいましたが、死亡や転出、長期入院等によりサービスを終了した方が多く、実績値が計画値を下回っています。

特別支援学校卒業生の多くが生活介護を利用するため、今後も利用者の増加が予想されます。また、重症心身障がい者が通所できる事業所が市内に不足していることから、事業所を整備することを視野に入れ令和3年度からの見込量を設定します。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	254	276	286	221	227	226
利用量(人日)	5,105	5,548	5,748	4,229	4,399	4,301

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	232	238	244
利用量(人日)	4,415	4,529	4,644

「利用量(人日)」は、月あたりの延べ利用日数の単位です。

② 自立訓練(機能訓練)

- ・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障がいのある人・難病の患者が対象となります。
- ・障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活などに関する相談や助言その他必要な支援を行います。

【本市の考え方】

各年度3月の実績としては平成28年度から0人となっていますが、令和元年6月に1人サービスを利用していたことから、令和3年度からの見込値は各年度1人の利用を想定しています。今後利用希望があった場合は柔軟に対応します。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	1	1	0	0	0	0
利用量(人日)	23	23	0	0	0	0

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	1	1	1
利用量(人日)	23	23	23

③ 自立訓練(生活訓練)

- ・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人が対象となります。
- ・障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談や助言その他の必要な支援を行います。

【本市の考え方】

利用者数、利用量ともに概ね計画値通りに推移していましたが、令和2年度に他市に事業所が新設されたことで利用者数が大きく増加しました。

施設の定員に限りがあることと2年間の通過型施設であることから、令和3年度からは緩やかな増加を見込んでいます。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	5	5	5	5	4	12
利用量(人日)	88	88	88	104	92	264

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	13	14	15
利用量(人日)	286	308	330

④ 就労移行支援

- ・就労を希望する65歳未満の障がいのある人が対象となります。
- ・生産活動、職場体験その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓並びに就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行います。

【本市の考え方】

平成26年度から減少傾向にありますが、令和2年度の実績値は令和元年度より増加しています。

アンケート調査のニーズも高く、成果目標の達成に向けて第6期見込値は増加していくものと見込んでいます。

今後は一般就労への意欲向上とサービスの周知に努め、成果目標の達成を目指します。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	36	36	36	16	13	15
利用量(人日)	619	620	620	255	225	289

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	16	17	18
利用量(人日)	309	328	347

⑤ 就労継続支援(A型)※雇用型

- ・通常の事業所などに就労することが困難な障がいのある人が対象となります。
- ・雇用契約に基づき、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

【本市の考え方】

一般就労や心身の状況の変化等によりサービスを終了される方がおり、計画値を下回る実績となっていますが、平成30年度から利用者数、利用量ともに増加しています。

利用者の心身の状況に左右されるためこれまでの実績値とアンケート調査のニーズを考慮し、令和3年度から5年度にかけては増加傾向で見込み、一般就労への移行とサービスの利用促進を図ります。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	87	90	93	59	64	72
利用量(人日)	1,740	1,800	1,860	1,172	1,315	1,404

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	77	82	87
利用量(人日)	1,502	1,599	1,697

⑥ 就労継続支援（B型）※非雇用型

- ・通常の事業所などに就労することが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所などに雇用されていた人で年齢、心身の状態その他の事情により引き続き雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても一般企業などに雇用されるに至らなかった人などが対象となります。
- ・雇用契約を結ばないで、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

【本市の考え方】

事業所が増加したことで、令和元年度以降は実績値が計画値を上回っています。

心身の状況からB型の事業所が適しているという方が増加傾向にあり、事業所が各年度新設されることを想定し、令和3年度からも利用者数の増加を見込んでいます。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	226	246	257	221	256	277
利用量(人日)	3,909	4,255	4,445	3,735	4,457	4,701

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	287	297	307
利用量(人日)	4,871	5,040	5,210

⑦ 就労定着支援

- ・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。
- ・就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問などにより必要な連絡調整や指導・助言などを行います。

【本市の考え方】

利用者数、利用量ともに実績値は0人となっていましたが、令和2年度より市内に事業所を確保できたため、今後利用者が増加することが見込まれます。

アンケート調査のニーズも高くなっており、今後はサービスの周知を徹底することで一般就労の促進と成果目標の達成を目指します。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	4	8	12	0	0	4

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	7	10	14

⑧ 療養介護

- ・病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。
- ・主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話をを行います。

【本市の考え方】

平成29年度以前の推移から利用者の増加を見込んでいましたが、サービスを終了される方がおり、実績値は横ばいに推移しています。

令和3年度以降も大きな変化はないものとし、現状値から緩やかに増加する見込みです。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	10	11	12	8	8	8

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	8	9	9

⑨ 短期入所（福祉型・医療型）

- ・居宅で生活している障がいのある人のうち、介護者の疾病その他の理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所を必要とする人などが対象となります。
- ・障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他必要な支援を行います。

◆福祉型

【本市の考え方】

概ね計画値通りの利用がありました。平成30年度はご家族の入院による長期利用があり、利用量が大きく増加しています。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者が限定され、利用者数、利用量ともに減少しています。

令和3年度から5年度にかけては、施設の感染防止策により、緩やかに増加していくものと見込んでいます。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	18	18	18	17	17	10
利用量(人日)	83	83	83	175	110	79

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	12	14	16
利用量(人日)	95	111	126

◆医療型

【本市の考え方】

利用者の家庭の状況に左右されるため、平成30年度のみ計画値を大きく下回っていますが、その他は概ね計画値通りの利用がありました。

令和3年度から5年度にかけては、医療的ケアが必要な方の増加とアンケート調査のニーズから増加を見込んでいますが、利用量については対象者の状況に応じて柔軟に対応いたします。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	4	5	6	1	5	5
利用量(人日)	14	17	21	2	19	17

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	6	7	8
利用量(人日)	20	24	27

確保のための方策

- 生活介護については、特別支援学校卒業生の多くが利用を希望し、今後も利用者数が増加するものと見込んでいます。また、医療的ケアが必要な方や重症心身障がい者については、市内の事業所だけでは対応しきれず、市外の事業所を利用している現状があります。今後も多様化するニーズに対応するため、サービス提供事業者や関係団体と連携し、市内に生活介護事業所の新規設立を促進します。
- 就労継続支援B型については、これまでの実績から利用者数の増加が見込まれます。今後、事業所の新設や定員の拡充を予定している事業所と連携し提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図ります。
- 就労定着支援については、令和2年度に就労定着支援事業所が市内に確保できたため、成果目標の達成を目指しつつ、サービスの利用促進に努めます。

(3) 居住系サービス

- 現在の居住系サービスの利用者数を基礎として、平成30年度からの利用者数の伸び、障がいのある人へのアンケート調査、新規利用者、事業所の新設、施設入所者の地域移行などを勘案して、居住系サービスの必要な見込量を設定します。
- 施設入所支援については、令和元年度末の施設入所者数を維持します。

① 自立生活援助

- 障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などを利用して障がいのある人で一人暮らしを希望する人などが対象となります。
- 地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力や生活力などを補い、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【本市の考え方】

令和元年度より市内に事業所が確保できたため8人の実績がありますが、利用者の状況を正確に把握し、相談支援や地域定着支援との棲み分けを明確にする必要があります。

障がいのある人の重度化・高齢化の影響で地域への移行が停滞しているのが実情であり、多くの利用はないものと予想されますが、グループホームから一人暮らしへの移行を希望する方等を考慮して令和3年度からの利用者数を見込んでいます。

今後もサービスの周知とのニーズの把握に努め、サービスの利用促進を図ります。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	0	0	0	0	8	3
うち精神障がい者数						2

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	5	5	5
うち精神障がい者数	3	3	3

② 共同生活援助（グループホーム）

- ・地域で共同生活を営むべき住居において、主として夜間に相談その他の日常生活上の支援を行います。

【本市の考え方】

周辺市町にグループホームが新設された影響により、利用者は年々増加し計画値を上回る実績となっています。

施設や精神科病院からの地域移行を進めるため、今後もサービス利用希望者への周知と市内への事業所の新規設立を促進し、利用者の増加を目指します。

●実績値と見込値●

◆共同生活援助（全体）

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	49	49	54	52	59	70
うち精神障がい者数						29

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	74	78	82
うち精神障がい者数	31	33	35

◆日中サービス支援型のみ

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）				2	4	6
うち精神障がい者数						2

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	8	10	12
うち精神障がい者数	3	4	5

③ 施設入所支援

- ・施設に入所している障がいのある人が対象となります。
- ・主として夜間に入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【本市の考え方】

施設入所の待機者が新たに入所したことで、実績値が計画値を上回っています。

施設の入所希望は多く待機者も増加していますが、成果目標を視野に入れ減少していく見込みです。地域生活支援拠点やグループホームを整備することで、待機者の解消と地域移行の促進を図ります。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	95	95	95	99	100	103

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	102	101	100

確保のための方策

- ・自立生活援助については、令和元年度に市内の事業所が指定を取ったため、サービス提供体制は整っています。施設入所者や精神科病院に入院している人の地域生活への移行や一人暮らしの方、家族による支援が受けられない方に必要な援助を行うため、サービスの利用促進と質の向上に努めます。
- ・グループホームについては、施設入所者や精神科病院に入院している人が地域生活へ移行する際、生活の基盤となる重要なサービスです。現在、市内の事業所だけでは対応しきれず近隣市町のグループホームを利用している人が多いことから、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、民間事業所や関係団体と連携し、市内にグループホームの新規設立を促進します。
- ・施設入所支援については、国の指針により施設から地域への移行が進められていますが、障がいの状況や家族の事情により地域での生活が困難な人もおり、施設入所の必要性は残されています。施設入所者の状況を確認し相談支援専門員と連携を取りながら、地域生活が可能な人については地域への積極的な移行を進めるとともに施設入所待機者を減少し、限られた施設の活用を促します。

(4) 相談支援

- ・「計画相談支援」については、原則として全ての障害福祉サービスと地域相談支援の利用者を対象とします。「地域移行支援」・「地域定着支援」については、対象となる利用者数を勘案して見込みます。

① 計画相談支援

- ・施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人や、障害福祉サービスを受けようとする障がいのある人または児童が対象となります。
- ・サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。

【本市の考え方】

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型）等のサービスにおいて計画値を下回ったことにより、実績値が計画値を下回っていますが、利用者は年々増加傾向にあります。

令和3年度から5年度にかけてもサービス全体の利用者の増加に伴い、現状値から増加していくものと見込んでいます。

●実績値と見込値●

【年あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	666	693	721	638	664	687

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	710	733	756

② 地域移行支援

- ・障害者支援施設などに入所している障がいのある人や精神科病院に入院している人などが対象となります。
- ・生活の場を地域に移行するための相談その他必要な支援を行います。

【本市の考え方】

新規利用者を想定した計画値を設定しましたが、利用実績は令和2年度に1人のみとなっています。

施設入所や入院中心から地域生活へ移行するという国の方針に基づき、今後も引き続き施設入所者や入院患者に対する周知啓発、グループホームの新規設立を促進し、地域生活への移行を推進しますが、地域の基盤が整うまでは現状のまま推移すると見込んでいます。

●実績値と見込値●

【年あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	2	2	2	0	0	1
うち精神障がい者数						1

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	2	2	2
うち精神障がい者数	2	2	2

③ 地域定着支援

- ・居宅で一人暮らしをしている障がいのある人や、家族の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある人などが対象となります。
- ・常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

【本市の考え方】

過去の実績を踏まえ新規利用者を想定した計画値を設定しましたが、実績値は0人となっています。

第6期見込値においては、地域移行支援を利用して在宅で生活する方の内、緊急の対応が必要となる方を見込んでいます。

●実績値と見込値●

【年あたり】

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	1	1	1	0	0	0
うち精神障がい者数						0

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	1	1	1
うち精神障がい者数	1	1	1

確保のための方策

- ・計画相談支援については、サービス等利用計画の作成及びモニタリングの質の向上を目指すとともに、相談支援専門員一人あたりの計画作成件数の負担を軽減し、今後も増加が見込まれるサービス利用者に対応するため、民間事業所の新規設立を促進します。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者や精神科病院に入院している人の地域生活への移行を進めるため、精神科病院等の関係機関との情報共有や連携を図り、サービスの利用促進に努めます。

2 障害児支援の見込量【第2期障害児福祉計画】

児童福祉法に基づく障害児支援について、国の基本指針を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの必要な見込量を次のように設定します。

(1) 障害児通所支援

- ・現在の障害児通所支援の利用実績を基礎として平成30年度からの利用者数やサービス利用量の伸び、障がいのある人へのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、障害児通所支援の必要な見込量を設定します。

① 児童発達支援

- ・療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童が対象となります。
- ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

【本市の考え方】

利用者は増加傾向にありますが、事業所が増えない等の影響により計画値よりも低い水準にあります。

療育が必要とされる児童は増加傾向にあり、令和3年度から5年度にかけては、現状値から緩やかに増加していくものと見込んでいます。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第1期計画値			第1期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	74	80	87	67	67	73
利用量(人日)	784	848	922	642	692	915

	第2期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	76	79	82
利用量(人日)	953	990	1,028

② 放課後等デイサービス

- ・就学している障がいのある児童が対象となります。
- ・授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

【本市の考え方】

療育が必要とされる児童の増加と事業所の新規設立、定員の拡充により実績値が計画値を上回っています。

令和3年度に伊豆の国特別支援学校が開校することにより、三島市周辺に事業所の開設が予想され、これまでの実績と事業所の新規設立を想定し、令和3年度から5年度にかけても利用者の増加を見込んでいます。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第1期計画値			第1期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	168	195	222	199	199	242
利用量(人日)	2,118	2,457	2,798	2,436	2,300	2,934

	第2期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	262	282	302
利用量(人日)	3,176	3,419	3,661

③ 保育所等訪問支援

- ・ 障害児支援に関する知識及び指導経験のある児童指導員や保育士などが保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【本市の考え方】

利用者数、利用量ともに、平成30年度と令和元年度において、実績値が計画値を下回っていますが、令和2年度より市内に事業所が確保できたため利用者数、利用量ともに増加しており、令和3年度から令和5年度にかけても増加するものと見込んでいます。

●実績値と見込値●

【月あたり】

	第1期計画値			第1期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	2	2	2	1	1	5
利用量(人日)	4	4	4	1	1	8

	第2期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	9	13	17
利用量(人日)	14	21	27

④ 医療型児童発達支援

- ・肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた児童が対象となります。
- ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、身体状況により治療も行います。

【本市の考え方】

利用者数、利用量ともに、これまで実績値はありません。

今後も利用の見込みはありませんが、サービス利用希望者及び関係機関から相談があった場合には柔軟に対応いたします。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

- ・重度の障がいのある児童であって、児童発達支援などを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童が対象となります。
- ・発達支援を受けることができるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【本市の考え方】

利用者数、利用量ともに、これまで実績値はありません。

今後も利用の見込みはありませんが、サービス利用希望者及び関係機関から相談があった場合には柔軟に対応いたします。

確保のための方策

- ・児童発達支援については、早期に適切な支援を行うことの重要性に鑑み、サービス提供事業者と連携しながら必要量の確保に努めます。
- ・放課後等デイサービスについては、療育が必要とされる児童の増加により、今後も利用者の増加が見込まれます。また、令和3年度に伊豆の国特別支援学校の開校が予定されており、更なるニーズが予想されることから、サービス提供事業者や関係団体と連携し、市内に放課後等デイサービス事業所の新規設立を促進します。
- ・保育所等訪問支援については、令和2年度に事業所が市内に確保できたため、サービスの利用促進と質の向上に努めます。
- ・医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、現在の利用見込み者はなく、サービスの提供体制も整っていないことから、今後のニーズに合わせて検討していきます。

(2) 障害児相談支援

- 現在の障害児相談支援の利用実績を基礎として平成30年度からの利用者数やサービス利用量の伸び、障がいのある人へのアンケート調査、新規利用者などを勘案して、障害児相談支援の必要な見込量を設定します。

① 障害児相談支援

- 障がいのある児童について、障害児通所支援を利用するに当たり、障がいのある児童の心身の状況、置かれている環境などを考慮し、利用するサービスの内容などを定めた障害児支援利用計画の作成とサービス利用状況の検証及び計画の見直しなどの支援を行います。

【本市の考え方】

放課後等デイサービスの利用実績が大きく増加した影響で、実績値が計画値を上回っており、年々増加しています。

令和3年度から5年度にかけては、サービス全体の利用者の増加に伴い、現状値から増加していくものと見込んでいます。

●実績値と見込値●

【年あたり】

	第1期計画値			第1期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	242	275	309	304	334	356

	第2期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	379	402	425

確保のための方策

- 障害児相談支援については、障害児支援利用計画の作成及びモニタリングの質の向上を目指すとともに、相談支援専門員一人あたりの計画作成件数の負担を軽減し、今後も増加が見込まれるサービス利用者に対応するため、民間事業所の新規設立を促進します。

3 発達障がい者等に対する支援

国の『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』における指針では、発達障がいの早期発見・早期支援のための体制の整備を目指しています。保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身に付け適切な対応ができる環境をつくるため、ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施や、指導者の養成等が求められています。

国の指針では次の項目について活動指標として定めることとしています。

(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

- ペアレントプログラムとは、子育てに難しさを感じる保護者の方が「①お子さんの「行動」の理解の仕方を学び」、「②楽しく子育てをする自信をつけること」、「③子育ての仲間をみつける機会とすること」を目的としたプログラムです。

【本市の考え方】

- 三島市では、未就学児を対象に三島市発達支援センターの個別相談の中で希望者にペアレントプログラムを実施していますが、事業としての研修は実施していません。今後は令和5年度に研修が開催できるよう検討していきます。

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数（回）	0	0	1
受講者数（人）	0	0	6

(2) ペアレントメンターの人数

- ペアレントメンターとは、発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や情報提供等を行う保護者のことです。

【本市の考え方】

- 三島市では、知的障がいや自閉症のある子どもを育てた経験のある保護者である、三島市手をつなぐ育成会会員、自閉症協会三島支部会員に知的障害者相談員を委嘱し、個別に相談対応を行っています。

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害者相談員の人数（人）	3	3	3

(3) ピアサポート活動への参加人数

- ピアサポートとは、共通の経験をした人同士による相互援助を軸とした活動のことをいいます。ここでは、「発達障がいの子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う活動」の参加者数を指標としています。

【本市の考え方】

- 現在、三島市では障がいのある人やその保護者の団体独自で活動が行われており、参加人数は把握しておりません。そのため、本計画では市内におけるピアサポート活動の有無を指標とし、今後の事業のあり方について検討していきます。

	第6期見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
場の有無	有	有	有

確保のための方策

- ペアレントプログラムについては、未就学児を対象に三島市発達支援センターの個別相談の中で希望者に実施していますが、事業としての研修は実施しておりません。また、ペアレントメンターの養成研修も実施していないため、今後、国や県が示す支援プログラムや養成研修の方策を研究し、実施について検討します。
- ピアサポート活動については、現在三島市では障がいのある人やその保護者の団体により活動が行われています。今後は各団体と連携するとともに、事業のあり方について検討します。
- 三島市発達支援センターにおいて、発達障がいの診断の有無に関わらず、相談支援、教室支援利用者を対象に「子育て応援教室 ぽかぽか」を実施しています。子育てに関する同じような困り感をもつ保護者を繋げる機会として、今後も継続していきます。

4 地域生活支援事業の見込量

市町村が主体となって進める地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供し、障がいのある人の地域生活を支援することを目的としています。それぞれのサービスについて、令和3年度から令和5年度までの見込量を次のように設定します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

- ・障がいのある人などが日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人などの理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
- ・三島市福祉応援大使を任命する中で、多くの住民が参加できるイベント・講座等を開催するとともに、障がいのある人に対する必要な配慮や知識を深めるための広報啓発物品を配布します。

●実績と見込●

	第5期計画			第5期実績 (令和2年度は見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

	第6期見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

- ・障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
- ・障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業のうち、広く社会に働きかける事業を補助対象事業として一部を補助します。

●実績と見込●

	第5期計画			第5期実績 (令和2年度は見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

	第6期見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

- ・障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整その他の障がいのある人などの権利擁護のために必要な支援を行います。
- ・障がいのある人などが、身近な地域で相談を受けられるようにするため、市内にある相談支援事業所を中心に、相談業務を委託します。

●実績値と見込値●

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所 (箇所)	7	7	7	7	7	7

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	7	7	7

② 基幹相談支援センター

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待防止の取組に関する業務を行います。
- ・三島市は平成27年度に市直営で基幹相談支援センターを設置し、令和2年度から相談支援体制を強化するため、官民共同で運営しています。

●実績と見込●

	第5期計画			第5期実績 (令和2年度は見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

	第6期見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

③ 基幹相談支援センター等機能強化事業（住宅入居等支援事業）

- 一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図るとともに、障がい者虐待や困難ケース等の対応を行います。

●実績と見込●

	第5期計画			第5期実績 (令和2年度は見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

	第6期見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

- 障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする重度の知的障がいまたは精神障がいのある人のうち、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人が対象となります。
- 重度の知的障がい及び精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人のうち、施設などから成年後見人選任の依頼があったものに対し、市長申立てにより、成年後見人などを選任してもらうための手続きを行います。また、申立てに要する経費や後見人などの報酬について、全部または一部を助成します。

●実績値と見込値●

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	4	4	4	2	1	1

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	2	3	4

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

- ・障害福祉サービス利用の観点から、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
- ・成年後見制度法人後見支援事業については、障がい者支援に取り組んでいる社会福祉法人等に対象が限定されることになるため、現在のところ本事業の利用見込みはありませんが、令和元年度に開設した「三島市成年後見支援センター」との連携に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

- ・聴覚、音声機能、言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、市の窓口到手話通訳者を設置します。
- ・現在の意思疎通支援事業の利用者数・登録者数・派遣回数を基礎として、平成30年度からの実績の伸び、新規利用者などを勘案して、必要な見込量を設定します。
- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により講演会等が中止となったため、利用者数、派遣回数が減少しています。

●実績値と見込値●

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	50	50	50	46	43	27
手話通訳登録者数(人)	12	12	12	12	12	13
手話通訳派遣回数(回)	160	160	160	184	219	165
要約筆記登録者数(人)	20	20	20	18	18	21
要約筆記派遣回数(回)	100	100	100	90	67	50
手話通訳者設置事業(人)	1	1	1	1	1	1

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	45	45	45
手話通訳登録者数(人)	14	14	15
手話通訳派遣回数(回)	190	190	190
要約筆記登録者数(人)	22	22	23
要約筆記派遣回数(回)	70	70	70
手話通訳者設置事業(人)	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

- ・在宅の重度障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具などの日常生活用具の給付等を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。
- ・現在の日常生活用具給付等事業の給付者数・給付件数を基礎として、平成30年度からの実績や伸びなどを勘案して、必要な見込量を設定します。
- ・平成30年度から情報・意思疎通支援用具に人工喉頭（埋込型人工鼻）及び人口内耳体外機が追加となったため、件数が増加しています。

●実績値と見込値●

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具（人）	5	5	5	3	4	5
介護・訓練支援用具（件）	5	5	5	3	4	5
自立生活支援用具（人）	10	10	10	9	15	9
自立生活支援用具（件）	10	10	10	9	15	9
在宅療養等支援用具（人）	15	15	15	15	15	21
在宅療養等支援用具（件）	15	15	15	15	15	21
情報・意思疎通支援用具（人）	40	40	40	24	31	34
情報・意思疎通支援用具（件）	50	50	50	101	104	130
排泄管理支援用具（人）	215	220	225	209	222	225
排泄管理支援用具（件）	2,200	2,250	2,300	2,185	2,237	2,270
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）（人）	5	5	5	4	2	2
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）（件）	5	5	5	4	2	2

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具（人）	5	5	5
介護・訓練支援用具（件）	5	5	5
自立生活支援用具（人）	11	11	11
自立生活支援用具（件）	11	11	11
在宅療養等支援用具（人）	17	17	17
在宅療養等支援用具（件）	17	17	17
情報・意思疎通支援用具（人）	30	30	30
情報・意思疎通支援用具（件）	110	110	110
排泄管理支援用具（人）	230	237	245
排泄管理支援用具（件）	2,290	2,310	2,330
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）（人）	3	3	3
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）（件）	3	3	3

(8) 手話奉仕員養成研修事業

- ・聴覚障がいのある人とのコミュニケーション手段を確保するため、手話講習会を開催し、手話奉仕員の養成を行います。日常会話程度の手話表現技術を習得してもらう講座（入門課程・基礎課程）を毎年開催します。
- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

●実績値と見込値●

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
講座の修了見込み者数(人)	40	40	40	42	46	0

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座の修了見込み者数(人)	45	45	45

(9) 移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立と社会参加を促進します。
- ・令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者数、延べ利用時間数ともに減少していますが、知的障がい、精神障がいのある人の利用者が増加しており、令和3年度から令和5年度にかけては新規利用者とニーズを勘案し、増加するものと見込んでいます。

●実績値と見込値●

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業者数(箇所)	20	21	21	22	23	23
利用者数(人)	130	135	140	120	116	110
延べ利用時間数(時間)	13,500	14,000	14,500	14,030	12,801	9,872

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者数(箇所)	24	25	26
利用者数(人)	120	125	130
延べ利用時間数(時間)	13,560	14,125	14,690

(10) 地域活動支援センター事業

- ・障がいのある人などが通う場所で、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供を行い、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。
- ・現在市内には事業所がないことから、市内に新たな事業所を新設することを考慮し計画値を見込んでいましたが、日中活動系サービス事業所の増加とともに利用者数は減少し、事業所数も減少傾向となっています。しかし、障がいのある人の居場所として重要な役割を担っていることから、今後の事業のあり方について検討していきます。

●実績値と見込値●

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数 (箇所)	4	5	5	3	3	3
利用者数 (人)	30	35	35	16	7	6

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	3	3	3
利用者数 (人)	10	10	10

(11) 訪問入浴サービス事業

- ・身体障がいのある人の地域生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
- ・現在の訪問入浴サービスの利用者数などを基礎として、平成30年度からの実績や伸びなどを勘案して、必要な見込量を設定します。

●実績値と見込値●

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
利用者数 (人)	5	5	5	6	6	8

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	1	1	1
利用者数 (人)	9	10	11

(12) 日中一時支援事業

- ・障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者数は減少していますが、現在の日中一時支援の利用者数などを基礎として、平成30年度からの実績や伸び、事業者数などを勘案して、必要な見込量を設定します。

●実績値と見込値●

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	70	75	80	82	84	78

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	86	88	90

(13) 巡回支援専門員整備事業

- ・保育所などの子どもやその親が集まる施設・場に巡回するなどの支援を実施し、障がい“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援などとの連携により、発達障がいのある児童などの福祉の向上を図ります。
- ・三島市発達支援センターの臨床心理士が市内の幼稚園、保育園を訪問し、実際に子どもの様子を見て職員に対して助言等を行うとともに、必要に応じて保護者を交えながら、支援に繋がります。

●実績と見込●

	第5期計画			第5期実績 (令和2年度は見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

	第6期見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

(14) レクリエーション活動等支援事業

- ・障がい者スポーツ大会を引き続き開催するとともに、障がい者スポーツ体験を行う「心身障がい者レクリエーション事業」や小旅行、料理教室、おしゃべり会などを行う「障がい者ふれあい教室事業」を実施することにより、障がいのある人及び保護者間の連携や交流の場を提供していきます。
- ・令和元年度は三島市立体育館にて毎年開催されている「スポーツ・デー」と障がい者スポーツ体験会を合同開催したことにより、利用者数が計画値を大きく上回りましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止により、障がい者スポーツ大会と障がい者スポーツ体験会を中止としたため、実績値が計画値を下回っています。

●実績値と見込値●

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数 (回)	12	12	12	11	12	8
利用者数 (人)	580	580	580	468	1,897	50

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数 (回)	12	12	12
利用者数 (人)	925	925	925

(15) 点字・声の広報等発行事業

- ・視覚障がいのある人に市政案内を行うため、広報誌の主要記事の点訳を実施し配布します。

●実績値と見込値●

	第5期計画値			第5期実績値 (令和2年度は見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数 (回)	20	20	20	20	20	20
利用者数 (人)	7	7	7	9	9	9

	第6期見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数 (回)	20	20	20
利用者数 (人)	9	9	9

確保のための方策

- ・地域生活支援事業全体としては、障がいのある人の自立した地域生活と共生社会の実現を目指し、相談支援事業や意思疎通支援、移動支援等を通じ、障がいのある人の日中活動の場の確保や社会参加を促進します。
- ・基幹相談支援センターについては、更なる相談支援体制の充実を図るため、官民共同の運営体制をより一層強化するとともに、令和3年度に新たな総合相談窓口を設置します。
- ・日中一時支援事業については、今後も利用者数は増加することが見込まれますが、医療的ケアが必要な方や重症心身障がい児（者）については、市内の事業所だけでは対応しきれず、市外の事業所を利用している現状があります。今後も多様化するニーズに対応するため、サービス提供体制について検討し、サービス提供事業者や関係団体と連携し、市内に日中一時支援事業所の新規設立を促進します。

第5章 計画推進のために

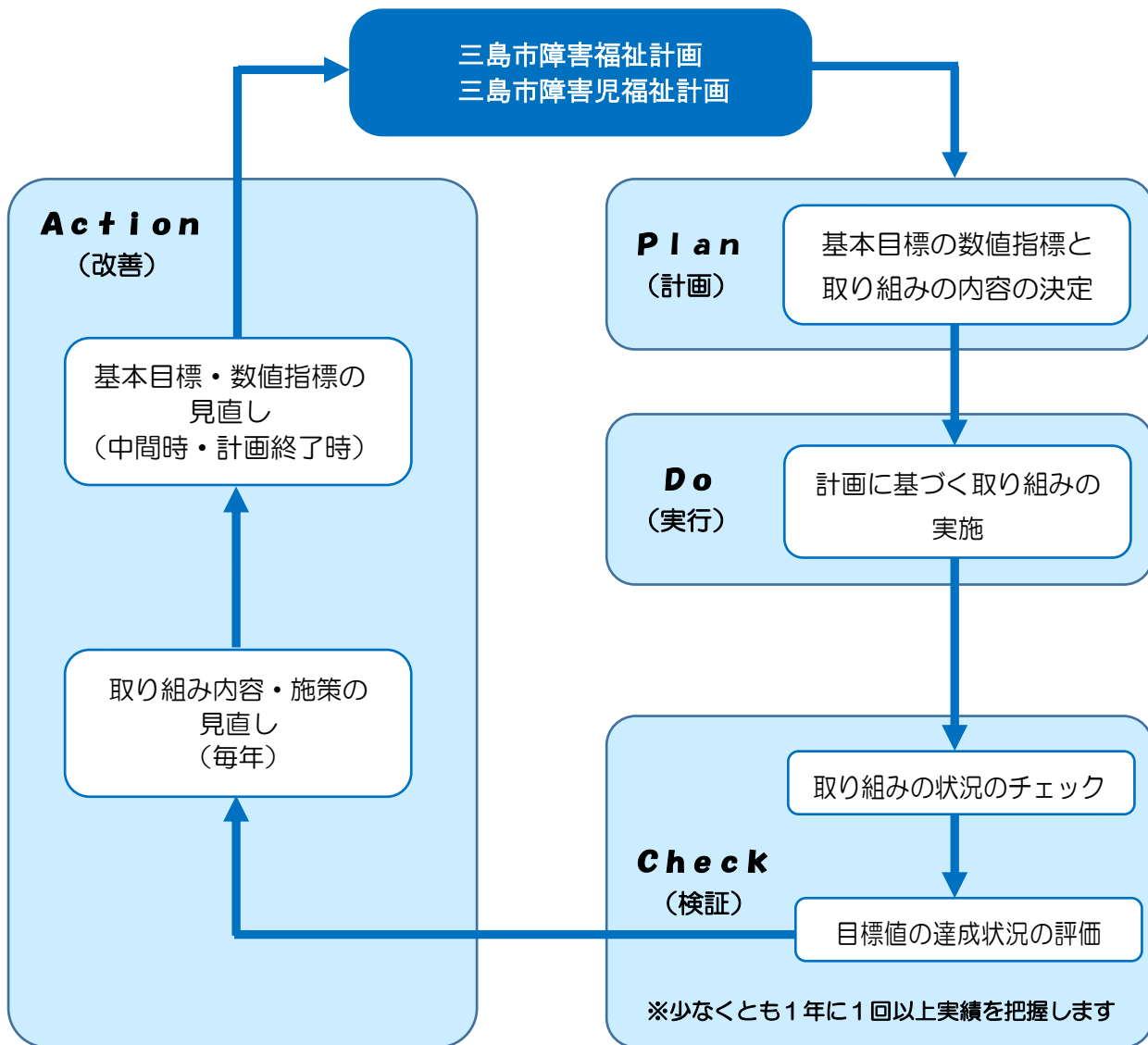
1 計画の達成状況の点検と評価

「障害者総合支援法」においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

このため『第6期三島市障害福祉計画・第2期三島市障害児福祉計画』では、各年度において、サービス見込量などについて1年に1回以上その実績を把握し、障がいのある人のための施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として分析などを行い、必要な対策を実施していきます。

●PDCAサイクルとは

Plan（計画）→Do（実行）→Check（検証）→Action（改善）を繰り返し、業務を継続的に改善する仕組みのこと。



資料編

1 障がいのある人へのアンケート調査の概要

(1) 調査目的

『第6期三島市障害福祉計画・第2期三島市障害児福祉計画』を策定する上での基礎資料とするため、障がいのある人の生活実態や福祉サービスの利用状況、福祉に関する意識、意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

障害者手帳をお持ちの方、その他障害福祉サービス等を利用されている方の中から2,000人を無作為抽出

(3) 調査期間

令和元年12月 5日（木）～令和元年12月31日（火）

(4) 調査方法

郵送配布・郵送回収

(5) 回収状況

配布数	有効回収数	回収率
2,000件	867件	43.4%

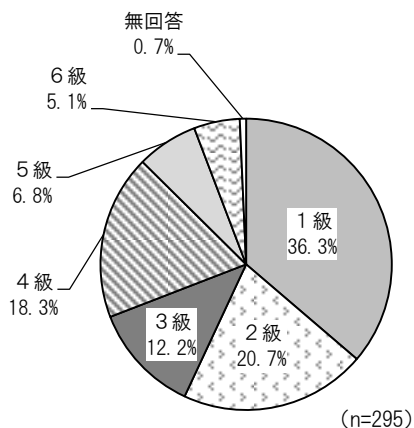
(6) 報告書の見方

- ①「n」は各設問の回答者数を表しています。
- ②回答結果の割合「%」は、「n」を基数として算出し、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）の設問であっても、合計値が100%にならない場合があります。
- ③一部のグラフにおいて、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。
- ④複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答結果の割合の合計値が100%を超えることがあります。
- ⑤紙面の都合上、グラフにおいて、選択肢を省略して掲載している場合があります。

(7) 調査結果

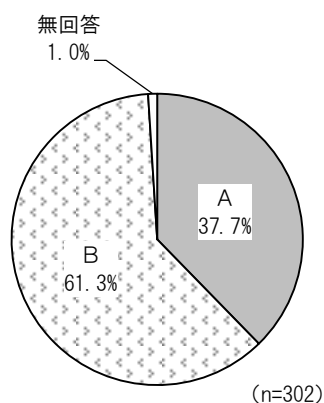
①あなた自身のことについて

<身体障害者手帳（単数回答）>



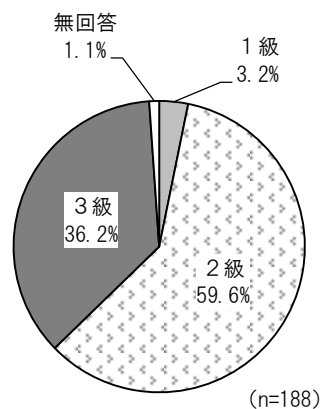
身体障害者手帳においては、等級では、「1級」が36.3%と最も多く、次いで「2級」が20.7%、「4級」が18.3%などとなっています。

<療育手帳（単数回答）>



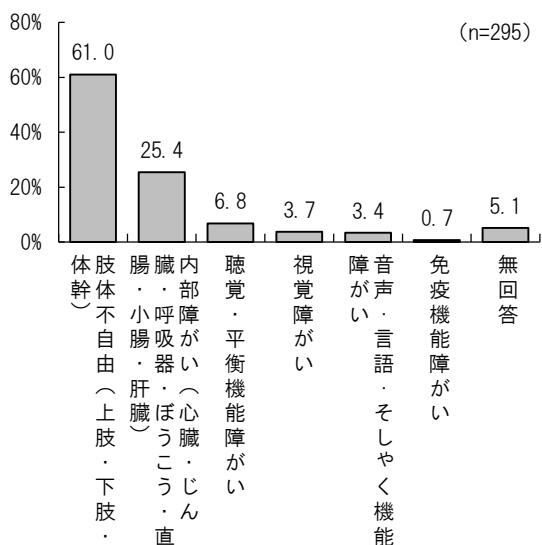
療育手帳においては、等級では、「A」が37.7%、「B」が61.3%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳（単数回答）>



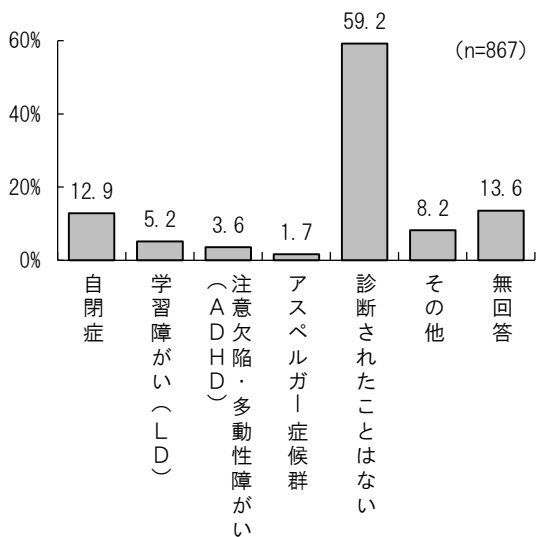
精神障害者保健福祉手帳においては、等級では、「1級」が3.2%、「2級」が59.6%、「3級」が36.2%となっています。

<身体障害者手帳の障がい種別（複数回答）>



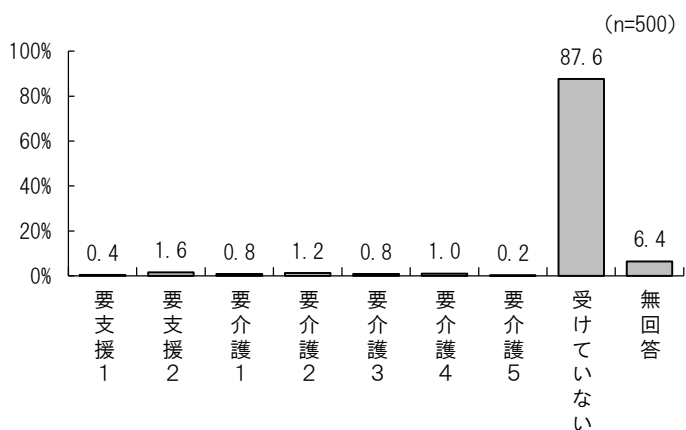
身体障害者手帳の障がい種別においては、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が61.0%と最も多く、次いで「内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓）」が25.4%、「聴覚・平衡機能障がい」が6.8%などとなっています。

<発達障がいの診断（複数回答）>



発達障がい種別においては、「自閉症」が12.9%と最も多く、次いで「学習障がい（LD）」が5.2%、「注意欠陥・多動性障がい（ADHD）」が3.6%などとなっています。また、「診断されたことはない」が59.2%となっています。

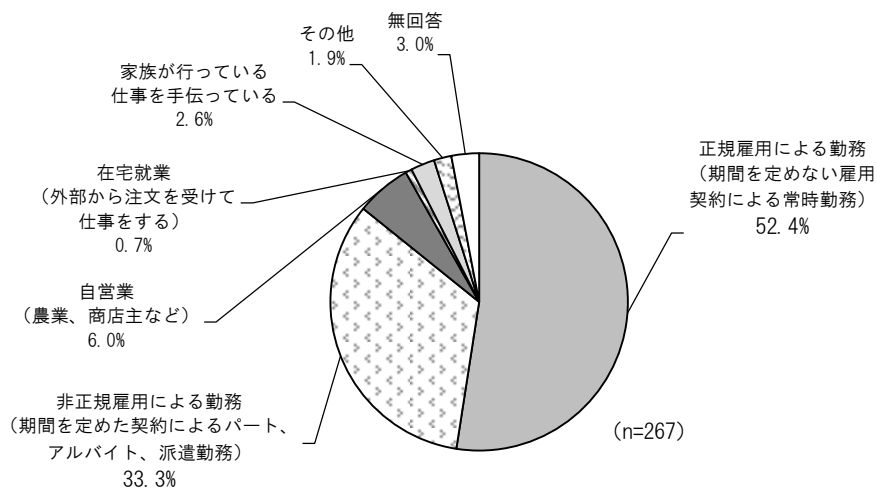
<要介護度（単数回答）>



要介護度においては、「受けていない」が87.6%と最も多く、次いで「要支援2」が1.6%、「要介護2」が1.2%などとなっています。

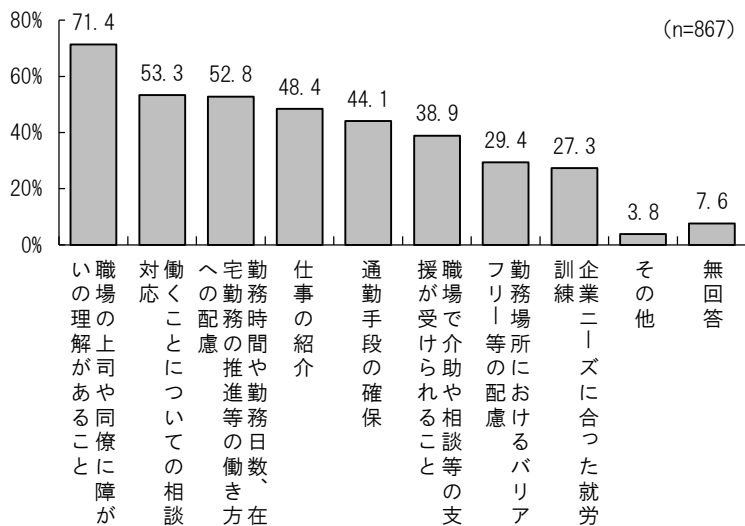
②仕事について

<働き方の形態（単数回答）>



働き方の形態においては、「正規雇用による勤務（期間を定めない雇用契約による常時勤務）」が52.4%と最も多く、次いで「非正規雇用による勤務（期間を定めた契約によるパート、アルバイト、派遣勤務）」が33.3%、「自営業（農業、商店主など）」が6.0%などとなっています。

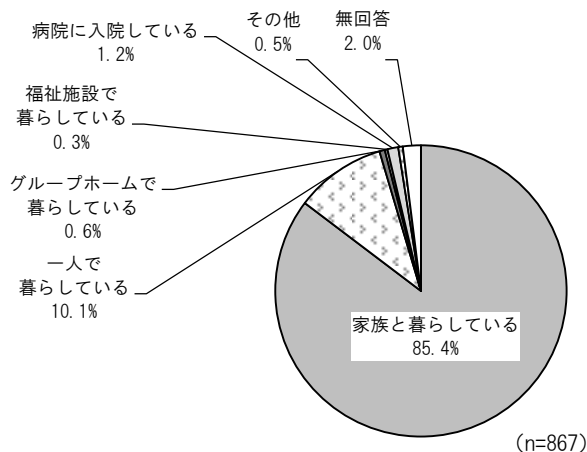
<就労支援に必要だと思うこと（複数回答）>



就労支援に必要だと思うことにおいては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が71.4%と最も多く、次いで「働くことについての相談対応」が53.3%、「勤務時間や勤務日数、在宅勤務の推進等の働き方への配慮」が52.8%などとなっています。

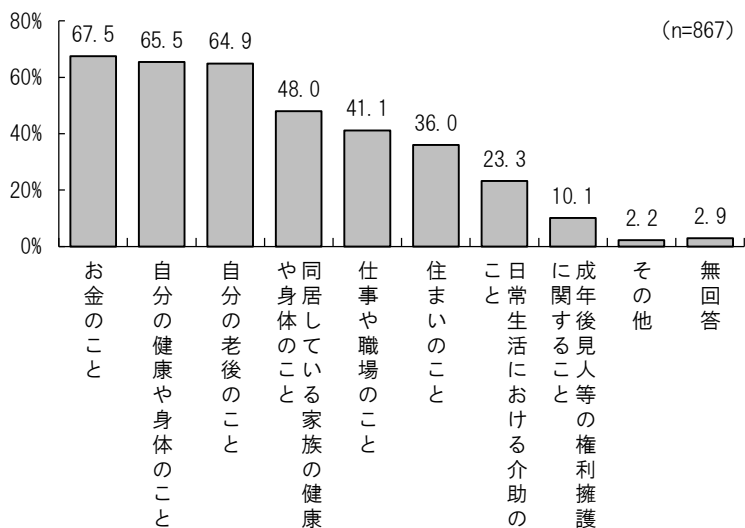
③住まい・暮らしについて

<現在の暮らし方（単数回答）>



現在の暮らし方においては、「家族と暮らしている」が85.4%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が10.1%、「病院に入院している」が1.2%などとなっています。

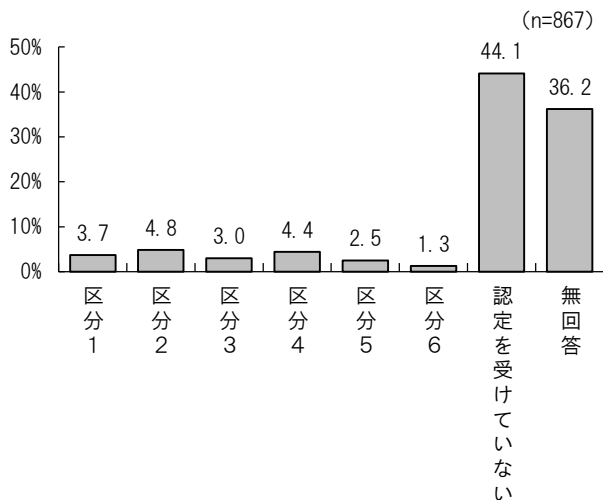
<今後生活していく上で心配になること（複数回答）>



今後生活していく上で心配になることにおいては、「お金のこと」が67.5%と最も多く、次いで「自分の健康や身体のこと」が65.5%、「自分の老後のこと」が64.9%などとなっています。

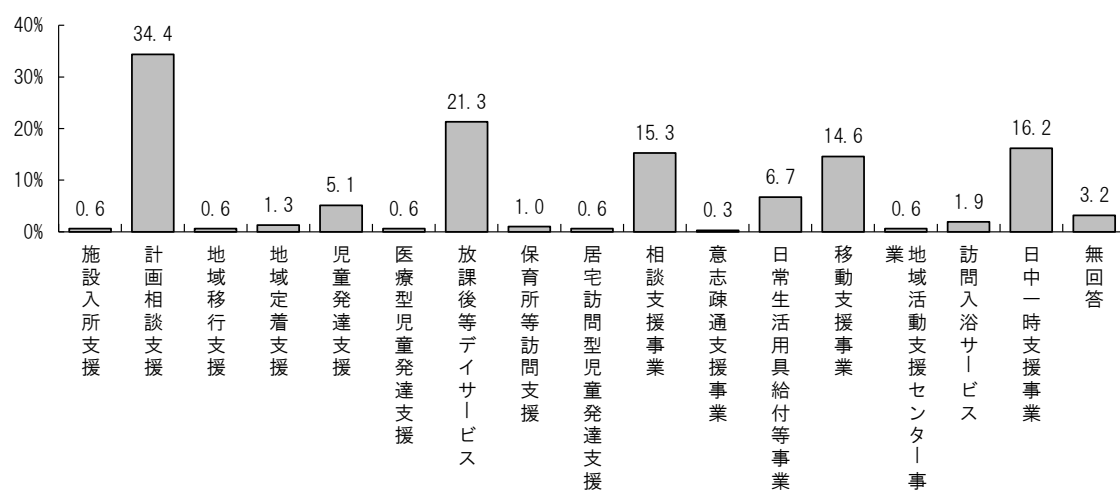
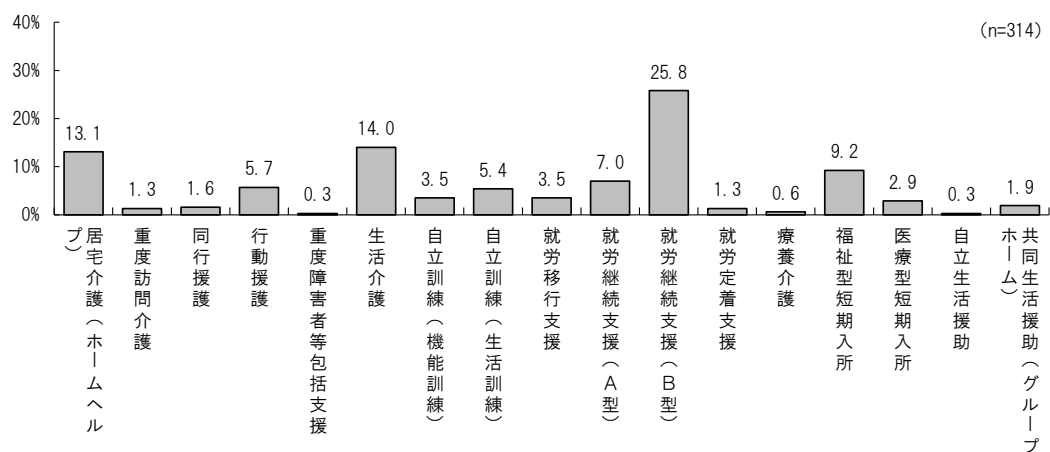
④障害福祉サービス等の利用状況について

<障害支援区分（単数回答）>



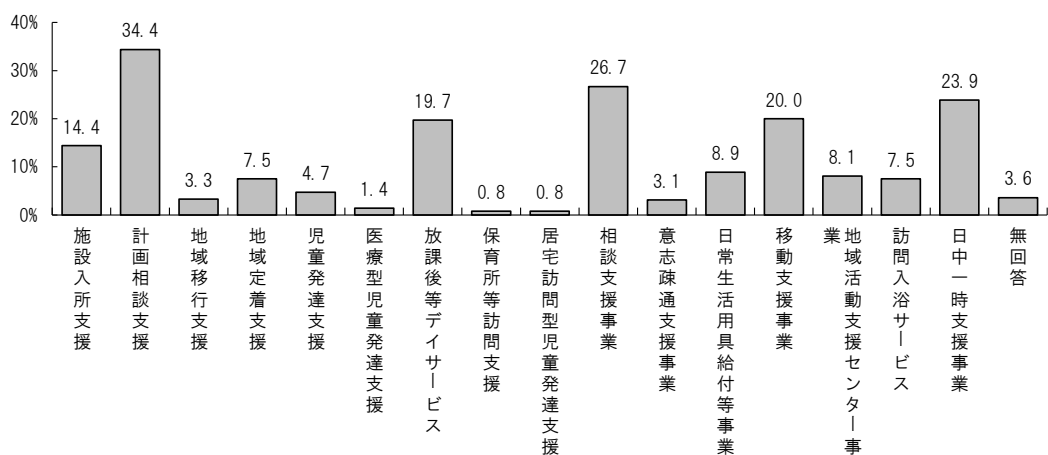
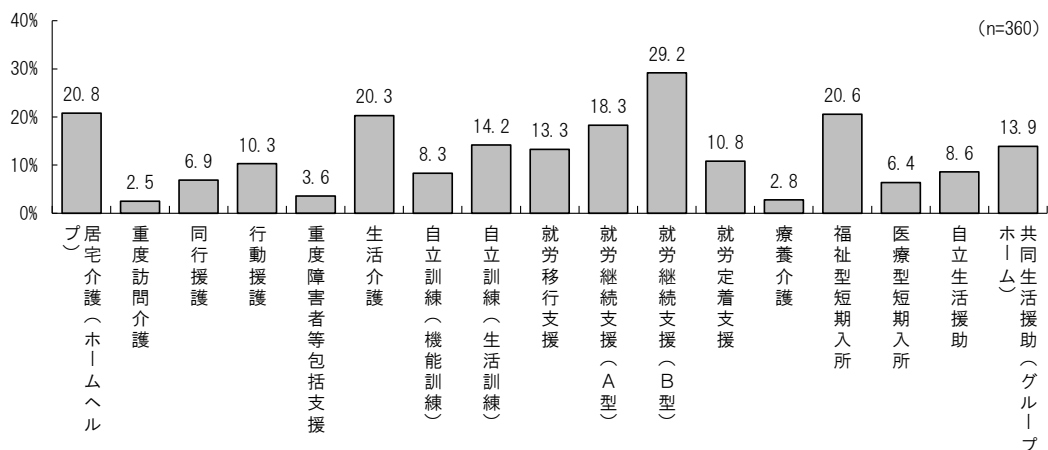
障害支援区分においては、「認定を受けていない」が44.1%と最も多く、次いで「区分2」が4.8%、「区分4」が4.4%などとなっています。

<利用しているサービス（複数回答）>



利用しているサービスにおいては、「計画相談支援」が34.4%と最も多く、次いで「就労継続支援（B型）」が25.8%、「放課後等デイサービス」が21.3%などとなっています。

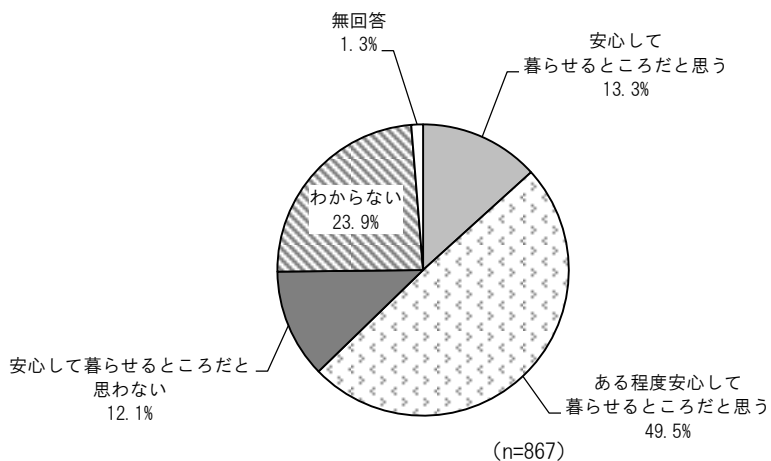
<利用すると思うサービス（複数回答）>



利用すると思うサービスにおいては、「計画相談支援」が34.4%と最も多く、次いで「就労継続支援（B型）」が29.2%、「相談支援事業」が26.7%などとなっています。

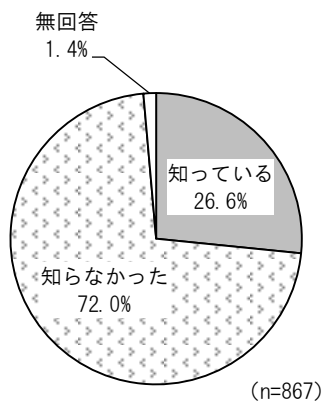
⑤生活の環境や安全・安心について

<三島市は障がいのある人にとって安心して暮らせるところだと思うか（単数回答）>



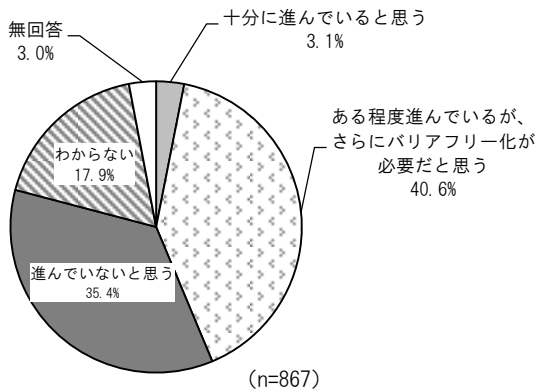
三島市は障がいのある人にとって安心して暮らせるところだと思うかにおいては、「安心して暮らせるところだと思う」が13.3%、「ある程度安心して暮らせるところだと思う」が49.5%、「安心して暮らせるところだと思わない」が12.1%、「わからない」が23.9%となっています。

<障害者差別解消法の認知（単数回答）>



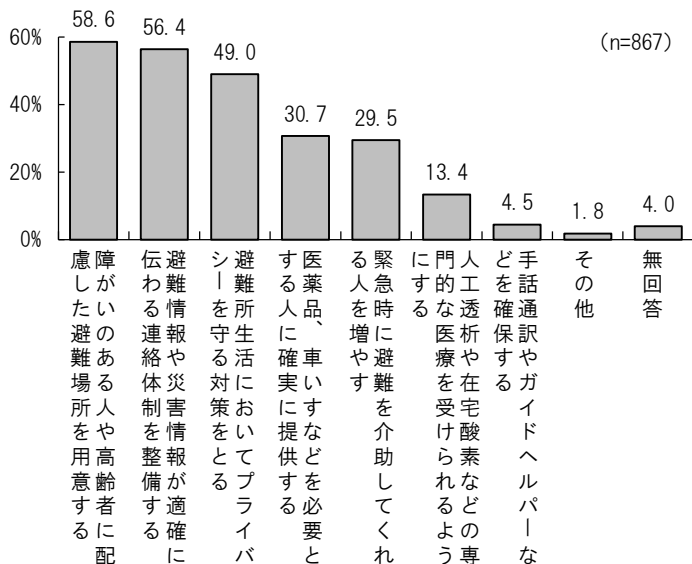
障害者差別解消法の認知においては、「知っている」が26.6%、「知らなかった」が72.0%となっています。

<街のバリアフリー化の感じ方（単数回答）>



街のバリアフリー化の感じ方においては、「十分に進んでいると思う」が3.1%、「ある程度進んでいるが、さらにバリアフリー化が必要だと思う」が40.6%、「進んでいないと思う」が35.4%、「わからない」が17.9%となっています。

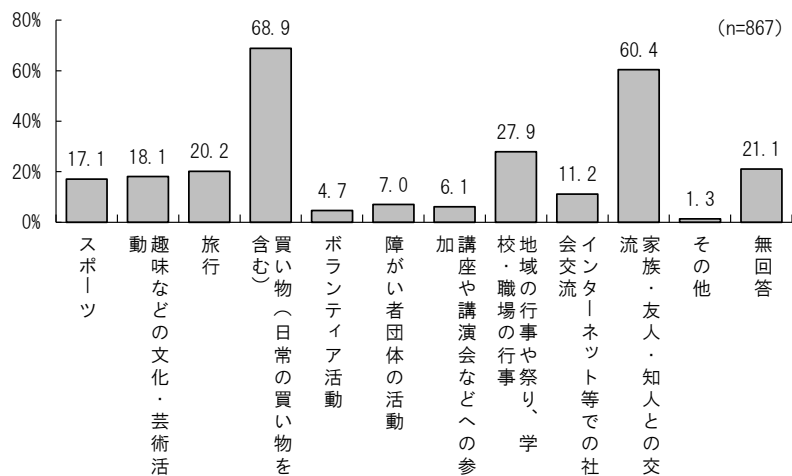
<災害が発生した時に必要なこと（複数回答）>



災害が発生した時に必要なことにおいては、「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所を用意する」が58.6%と最も多く、次いで「避難情報や災害情報が正確に伝わる連絡体制を整備する」が56.4%、「避難所生活においてプライバシーを守る対策をとる」が49.0%などとなっています。

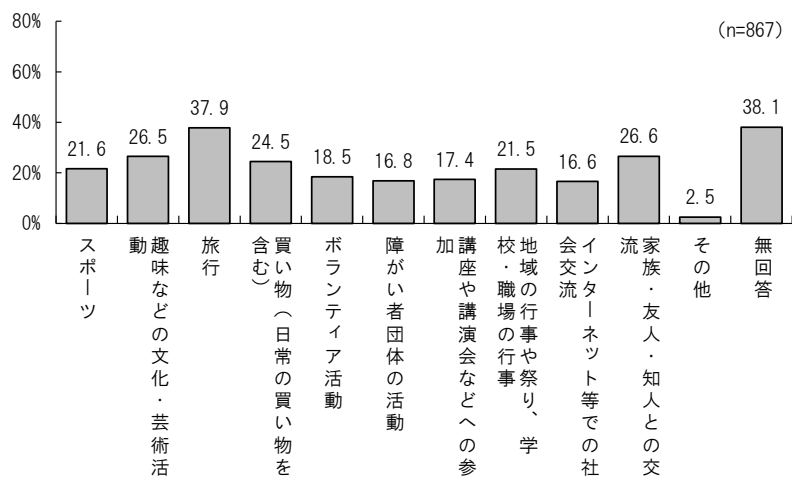
⑥社会参加について

＜最近1か月に行った社会参加（複数回答）＞



最近1か月に行った社会参加においては、「買い物（日常の買い物を含む）」が68.9%と最も多く、次いで「家族・友人・知人との交流」が60.4%、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が27.9%などとなっています。

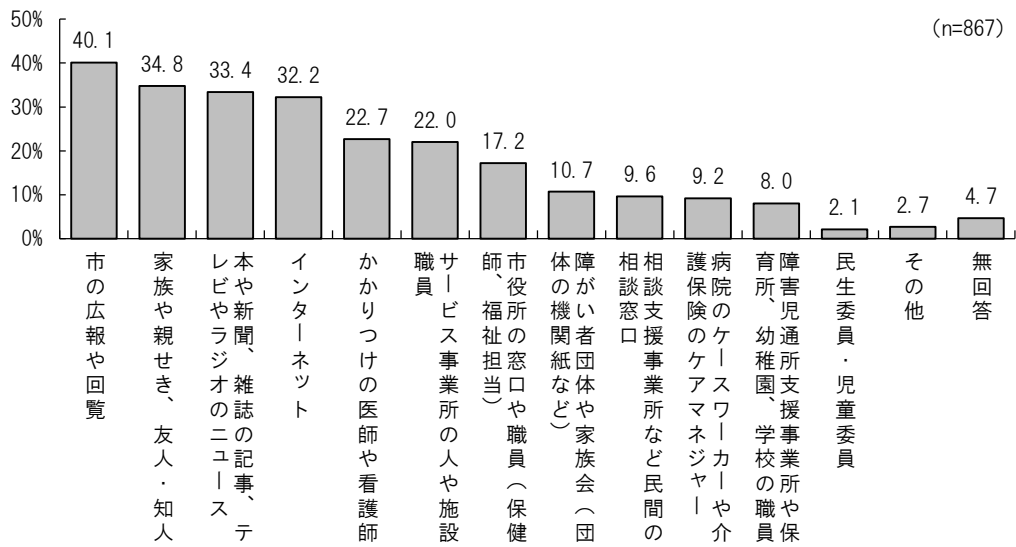
＜今後したい社会参加（複数回答）＞



今後したい社会参加においては、「旅行」が37.9%と最も多く、次いで「家族・友人・知人との交流」が26.6%、「趣味などの文化・芸術活動」が26.5%などとなっています。

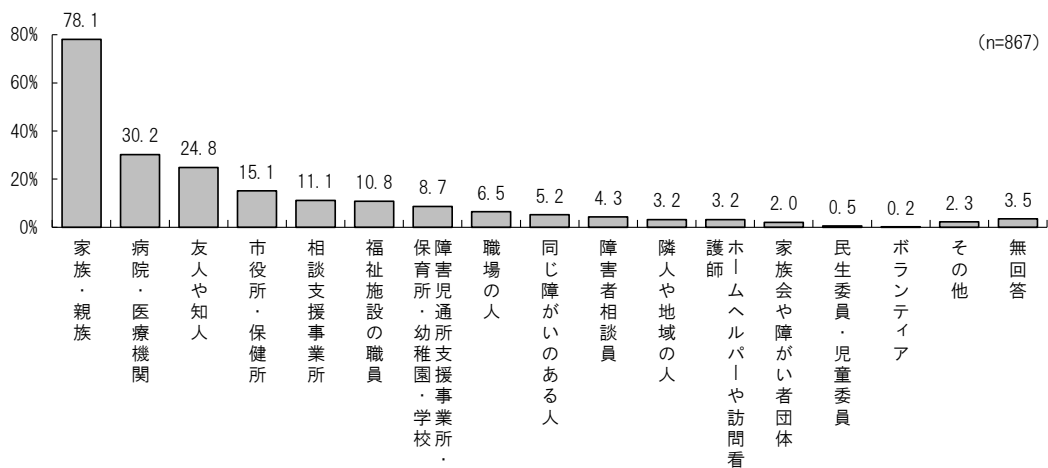
⑦相談支援について

＜障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手方法（複数回答）＞



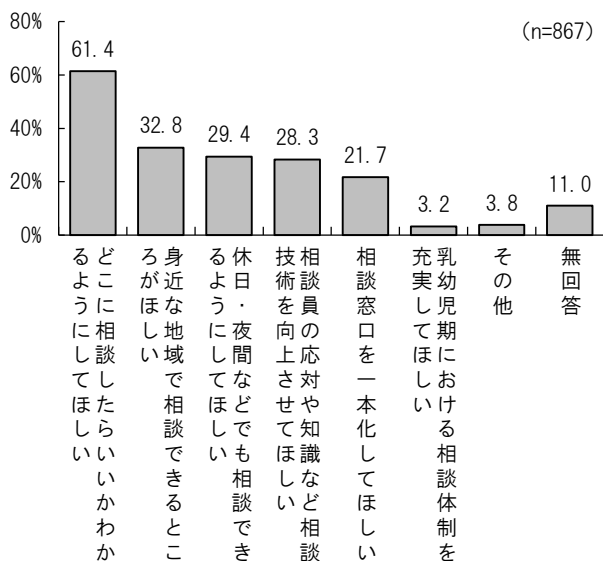
障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手方法においては、「市の広報や回覧」が40.1%と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が34.8%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が33.4%などとなっています。

＜困った時の主な相談先（複数回答）＞



困った時の主な相談先においては、「家族・親族」が78.1%と最も多く、次いで「病院・医療機関」が30.2%、「友人や知人」が24.8%などとなっています。

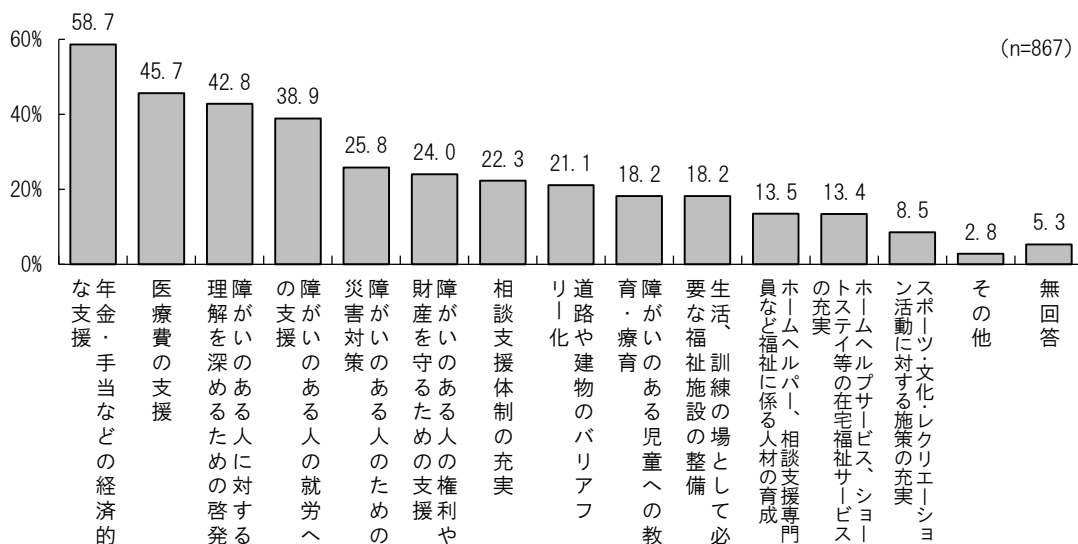
＜希望する相談体制（複数回答）＞



希望する相談体制においては、「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が61.4%と最も多く、次いで「身近な地域で相談できる場所がほしい」が32.8%、「休日・夜間などでも相談できるようにしてほしい」が29.4%などとなっています。

⑦その他

＜三島市に力を入れてほしいこと（複数回答）＞



三島市に力を入れてほしいことにおいては、「年金・手当などの経済的な支援」が58.7%と最も多く、次いで「医療費の支援」が45.7%、「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発」が42.8%などとなっています。

第6期三島市障害福祉計画
第2期三島市障害児福祉計画
(骨子案)

発行日：令和2年12月

発行：三島市

編集：三島市 社会福祉部 障がい福祉課
〒411-8666 三島市北田町4-47
TEL 055-983-2691